

官報号外

平成十八年四月十九日

○第一百六十四回 参議院会議録第十七号

平成十八年四月十九日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十七号

平成十八年四月十九日

正午開議

法律案(内閣提出)

第一 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求める件

第二 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(内閣提出)

第三 法の適用に関する通則法案(内閣提出)

第四 薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○行政改革に関する特別委員

秋元 司君

大野つや子君

川口 順子君

後藤 博子君

関口 昌一君

藤野 公孝君

中川 雅治君

野村 哲郎君

浅尾慶一郎君

大塚 耕平君

神本美恵子君

保坂 三蔵君

小川 敏夫君

加藤 敏幸君

南野知恵子君

二之湯 智君

佐藤 昭郎君

田浦 直君

佐藤 正勝君

小池 秀久君

加治屋義人君

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。川崎厚生労働大臣。

〔國務大臣川崎二郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(川崎二郎君) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の人団が減少局面を迎える中、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分發揮することはできる雇用環境を整備することは極めて重要な課題となっています。

こうした状況に対応すべく、政府といたしましては、男女雇用機会均等の更なる推進を図るために、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、女性であることを理由とする差別を禁止している募集、採用、配置、昇進等について、男女双方に対する、性別を理由とする差別を禁止することとし、新たに降格、退職の勧奨等についても性別を理由とする差別を禁止するほか、いわゆる間接差別を禁止することとしております。

また、妊娠、出産、産前産後休業の取得を理由とする解雇の禁止に妊娠又は出産に関するその他事由を理由とする解雇の禁止を加えるとともに、これらの事由を理由とする不利益な取扱いを禁止することとしております。さらに、妊娠中又は出産後一年を経過しない女性労働者に対する解雇は、事業主が妊娠等を理由とする解雇ではない

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

行政改革に関する諸法案を審査するため、委員三十五名から成る行政改革に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。

本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(扇千景君) 過半数と認めます。
よって、本特別委員会を設置することに決しました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求みたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本院規則第二十条の規定により、議長は、議席

ことを証明しない限り無効とする規定を整備することとしております。

第二に、職場におけるセクシユアルハラスメント対策として、事業主は、雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととし、男性労働者もその対象に加えることとしております。

第三に、調停制度の充実を図るとともに、公表制度の対象の拡大等を行うこととしております。

第四に、女性の坑内労働に係る規制について、妊娠婦が行う業務等を除き緩和することとしております。

なお、この法律は平成十九年四月一日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。和田ひろ子君。

(和田ひろ子君登壇、拍手)

○和田ひろ子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法など次々に法律は制定され、確かに女性が人間らしく生きられる環境が整つてはまいました。ところが、一九八五年の均等法施行から二十年がたって、正社員の女性の率は六八%から四七%に減少しています。働く女性の半数以上が低賃金で不安定な雇用状況に置かれています。しかも、四人に

三人の女性が最初の子供の出産前後に退職を余儀なくされている現状にあることも分かっています。

私は、七五%もの辞めざるを得なかつた女性たちがいる、不安を持ちながら働くを得ない多數の女性たちがいるという現実を踏まえ、実効ある男女平等の職場づくりに向けた法整備を求める立場で質問をいたします。

質問の第一は、本法案の基本理念についてです。

今改正で均等法は、男女の性別を理由とする差別を禁止する法律に変わります。これは大変評価できることです。これを契機に、一步進んで男性の長時間労働を見直す必要はないでしょうか。

次世代育成の観点から、厚生労働省の男性の育儿休業取得率目標は一〇%となつてますが、しかし平成十六年度での取得率は〇・五六%にしかすぎません。つまり、九割以上の男性は、育児や家事に参加できるような状況にはない、忙しそうなというのです。男は仕事、女は家庭というのは、男性に対しても差別とは言えないでしょう。育児休業を取得した男性が、一番良かつたことは子供がいとおしかったことと答えておられました。また、男性が家事、育児に参加することは、女性が働き続けられることにもつながります。

子供を持つた女性が働くのは今でも容易なことはありません。容易なことではありません。しかし、子供たちは、はしかや風疹などたくさん病気にかかりながら大きくなります。子供が病気になれば、保育園に迎えに行くのはやっぱり女性

です、お母さんなのです。職場から、えつ、また心に深く突き刺さるのか。たくさんの女性たちが、どうぞ熱を出さないでと祈るような気持ちで保育園に預けているのが現状です。

育児休業制度ができて、女性の七割が取得するといつても、そのほとんどは大企業や公務員として働く正社員です。派遣や有期雇用の女性たちの取得は極めて難しいのです。しかし、仕事と生活の両立は、少子化対策の糸口ともなることが諸外国の例もあります。

私は、本法案を改正するのを機会に、男性の働き過ぎをも見直し、法の基本理念に仕事と生活の調和を入れるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

私は、本法案を改正するのを機会に、男性の働き過ぎをも見直し、法の基本理念に仕事と生活の調和を入れるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

質問の第二は、間接差別についてです。

二〇〇四年六月に出された男女雇用機会均等政策研究会報告では、間接差別の概念を、外見は性中立的な規定、基準、慣行等が他の性の構成員と比較して一方の性の構成員に相当程度の不利益を与える、しかもその基準等が職務と関連性がない等、合理性、正当性が認められないものと定義をしました。つまり、性差別に見えない制度であつても運用すると男性が女性かどうかに不利になるものということですが、その中で、相当程度の不利益という部分は、かなりの程度の男女差が付いていないと差別とは言えないと限定的に機能する危険性があるのではないかと懸念されます。大臣の見解はいかがでしょうか。

その上で、同報告には、間接差別の例として七項目挙げられていました。一、募集、採用に当たつての身長、体重、体力要件、二、総合職募

集、採用の全国転勤要件、三、募集、採用の歴史、学部要件、四、昇進の転勤経験要件、五、福利厚生や家族手当等の住民票上の世帯主要件、六、処遇の決定に当たつて正社員を有利に扱うこと、七、福利厚生や家族手当等の支給にパートタイム労働者を除外することです。

改正案では、一、二、四だけが省令で列挙されることになりました。採用するとき身長、体重を測る、管理職にするとき全国転勤の経験を聞かないということです。しかし、これだけでは十分ではありません。

報告の中で、正社員とパートタイム労働者の間で職務の内容や人材活用の仕組みや運用などが実質的に異なることは間接差別に当たる、総合職と一般職との間の待遇の違いについても同様であるとされています。この項目が採用されれば、日本じゅうで働く女性たちがどんなに働きやすくなることでしょう。

もちろん、制度ができれば、それをすり抜けるための抜け道が出てきます。間接差別を限定することは実態に合つたやり方とは言えません。研究会で検討した残りの四項目はもちろんですが、今回の改正案の中で、七条の条文に「厚生労働省令で定めるもの」との文言がありますが、間接差別禁止を省令で限定列挙するのではなくて、働く女性たちの実態に合つた様々な不利益取り扱いに対応できるものにすべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

間接差別については、二〇〇三年、国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、女性差別撤廃条約の第一条に沿つた、直接及び間接差別を含む女性に対する差別の定義が国内法に取り込まれること

官報 (号外)

と勧告しています。政府は、この勧告をどのように評価し、具体的に改正案の中に反映させたのかについても伺います。

また、この勧告にある間接差別の定義は、二〇〇五年十二月の第五十七回審議会に出された建議

〇明記されています。今回の改正案では明確にされておりません。明確にしなかつた理由も明らかにしてください。

質問の第三は、雇用管理区分についてです。

いわゆる「コース別人事、女性は事務職、男性は総合職管理職」コースと言っているものです。実際に、総合職の女性は平成十六年で五・一%にしかすぎません。

現行均等法では、雇用管理区分の中でしか男女差別を禁止していません。職種が違う、労働時間の長さが違う、有期契約だからという理由があれば男女差別は合法なのです。例えば、ある商社では、コース別制度導入で事務職を新設して、事務職には管理職ポストがありません。しかも、今年の四月からは、事務職は女性契約社員のみになつたということです。

この雇用管理区分について、間接差別と同じく二〇〇三年、国連女性差別撤廃委員会、CEDAWが日本政府に対し、雇用機会均等法のガイドライン、「募集及び採用並びに配置、昇進及び教育訓練について事業主が適切に対処するための指針」を改正することと勧告をしています。指針の募集、採用並びに配置、昇進及び教育訓練の雇用管理区分を廃止しなければ、雇用形態差別をなくすことはもちろん、是正すらできないと思いますが、大臣の見解を伺います。

質問の第四は、同一価値労働同一賃金について

です。

日本の男女賃金格差は著しいものがあります。

厚生労働省の平成十七年賃金構造基本統計調査によると、女性労働者は男性労働者の六三・三%、女性パート労働者の賃金は男性労働者の三七・九%にしかすぎません。しかも、パートの多くは正社員と同じ仕事をして、正社員に仕事を教える人もいるほどです。それでも圧倒的に低い賃金で働いておられます。

パート労働というと、家計補助的に気軽に働いているのだからとどうえる方も多いかもしませんが、そうではありません。例えば、私の地元にもたくさんの例がありますが、女性たちは、結婚し退職しても、子供が大学に入り送りが必要になつたらとにかく働き始めなければならないのが現状です。パートを選ばざるを得ない状況に置かれているのです。

この状況は国際的にも立ち後れていると言わざるを得ません。日本は、ILOの百五号、強制労働の廃止に関する条約、百十一号、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約、百七十五号、パート労働者に対する社会保障制度や労働条件の均等待遇に関する条約など、重要な労働に関する不利益扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策なども含め、男女雇用機会均等の実効性の確保に向けて、法改正はもちろん、省令、指針の見直しにも謙虚に対応されるように求めておきたいと思います。

さらに、その検討に際しては、法の適用を受けれる当事者である女性労働者の声を反映する仕組みづくりが必要と考えます。現行の審議会やパブリックコメントだけではない、女性労働者の意見反映方法についての大臣の見解を伺います。

質問の第五は、ポジティブアクション、雇用の場における事実上の格差を解消するための積極的

な取組についてです。

女性労働者が働き続けるためには、企業にポジティブアクション作成を義務付けることが必要です。特に、九七年の女子保護規制撤廃以降の職場の状況を見れば明らかです。また、労働組合の組織率が二割を下回り、組合の全くない会社も多くなっています。そんな中で、女性たちが訴えたことがあります。

ます。

行動計画の作成を百人を超える企業に義務付け、それ以下の企業も努力義務とすることで、働く女性を応援する仕組みが必要だと思います。入札等の公的機関との取引では、ポジティブアクション実施計画の有無を取引の際の評価項目とするよう関連法規を整備することが不可欠と考えますが、大臣の見解を伺います。

最後に、今回前進した妊娠、出産等を理由とする不利益扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策なども含め、男女雇用機会均等の実効性の確保に向けて、法改正はもちろん、省令、指針の見直しにも謙虚に対応されるように求めておきたいと思います。

さらに、その検討に際しては、法の適用を受けれる当事者である女性労働者の声を反映する仕組みづくりが必要と考えます。現行の審議会やパブリックコメントだけではない、女性労働者の意見反映方法についての大臣の見解を伺います。

間接差別についてお尋ねがございました。

まず、間接差別禁止の規定ぶりと対象についてお答えいたしました。

間接差別は、性中立的なものであれば、およそどのような要件でも俎上にのり得る広がりのある概念であり、間接差別を違法とするに際しては、対象となる範囲を明確にする必要があります。このため、改正法案においては対象となる措置は厚生労働省令で規定することとし、必要に応じて対象となる措置の見直しができるような法的仕組みとしております。

間接差別の対象となる措置を厚生労働省令で定めたところをされたまでに国際社会での地位を高めてまいりました。

そのような日本が、国際労働機関、CEDAWからその勧告、条約の早期実施、批准をいつまで求められているような状態は一日も早く解消すべきであることを最後に訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣川崎二郎君登壇、拍手】

○國務大臣(川崎二郎君) 和田議員から六問の御質問がございました。お答え申し上げます。

男女雇用機会均等法の基本理念に仕事と生活の調和を入れるべきとのお尋ねがございました。

仕事と生活の調和は重要な課題であり、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、労働時間等設定改善法など労働関係の法令全体を通じて、その実現が図られていくものと考えております。しかし、均等法それ自体は性差別禁止のための法律であり、仕事と生活の調和という課題とは切り口が異なることから、均等法の基本理念に明記することは適当でないと考えております。

間接差別についてお尋ねがございました。

まず、間接差別禁止の規定ぶりと対象についてお答えいたしました。

間接差別は、性中立的なものであれば、およそどのような要件でも俎上にのり得る広がりのある概念であり、間接差別を違法とするに際しては、対象となる範囲を明確にする必要があります。このため、改正法案においては対象となる措置は厚生労働省令で規定することとし、必要に応じて対象となる措置の見直しができるような法的仕組みとしております。

めるに当たつては、我が国における男女の間の相
当程度の不利益を勘案して定めることとなります
が、御指摘のように限定的に機能するという危険
はないと考えております。現時点においては、労
働政策審議会においてコンセンサスが得られた三
つの措置を対象とすることを考えております。

なお、御指摘の四項目についても、今後の見直
しの対象からあらかじめ排除されるものではない
と考えています。

次に、国連女子差別撤廃委員会からの勧告につ
いてでございますが、今般の改正法案は、間接差
別の概念を定めるものであり、女子差別撤廃委員
会の最終コメントに沿つたものであると考えてお
ります。また、今般の改正法案の規定は、労働政
策審議会の建議において示された間接差別の定義
を法文上規定したものであります。

雇用区分についてお尋ねがございました。
性差別の有無の判断に当たつては、比較の対象
を定めることが必要であり、差別を受けたとされ
る者と同様の条件にある別の性の者を比較の対象
とすることになります。この際、我が国の企業に
おいては長期的な視点から人事制度が設計、運用
されており、職種や資格等による区分ごとに人材
育成や処遇等の仕組みを設定するという雇用管理
が広く行われていることにかんがみ、雇用管理区
分ごとに比較することとしております。したがい
まして、雇用管理区分の考え方を廃止することは
適当でないと考えております。

男女同一価値労働同一賃金についてのお尋ねが
ありました。

男女の賃金差別の禁止につきましては、労働基
準法第四条に規定されており、均等法に重ねて規
則

定する必要はないと考えております。

なお、御指摘の女子差別撤廃条約第十一條につ
いては、労働基準法第四条により法制的にはその
要請を満たしているところですが、男女間賃金格
差の縮小は重大な問題と考えておりますが、今後とも男
女間賃金格差の解消を推進してまいりたいと考え
ております。

ボジティイブアクションについてお尋ねがござい
ました。

ボジティイブアクションに関しては、御指摘のよ
うな手法も考えられるところでございますが、今
回の改正においては事業主の自主的な取組を促し
ていくという枠組みを維持しております。その取
組状況を事業主が自主的に公表することを国が援
助することにより、ボジティイブアクションを一層
推進することができると考えております。

最後に、厚生労働省令、指針に女性労働者の声
を反映する仕組みづくりについてお尋ねがござい
ました。

今般の均等法改正の検討に際しては、公開の審
議会で議論を行うとともに、昨年八月には中間的
な審議状況について国民からの御意見を募集し審
議の参考としたところでございます。また、各種
の国際管理構想と我が国の対応、我が国の原子力
政策と余剰ブルトニウム等について質疑が行われ
ましたが、これらについても真摯に受け止めて検討の参
考にいたしまりました。厚生労働省令、指針
の策定に当たりましても、同様に適切に対応して
まいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしま
した。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 原子力の平和的利
用に関する協力のための日本国政府と歐州原子力
共同体との間の協定の締結について承認を求める
件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長舛添要一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま
す。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

投票総数

二百二十九

賛成

二百十四

反対

十五

よって、本件は承認することに決しました。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 原子力の平和的利
用に関する協力のための日本国政府と歐州原子力
共同体との間の協定の締結について承認を求める
件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世
耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 國家公務員の留学
費用の償還に関する法律案(内閣提出)を議題とい
たします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世
耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 國家公務員の留学
費用の償還に関する法律案(内閣提出)を議題とい
たします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世
耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本法律案は、国家公務員が留学中又は留学終了
後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用

投票総数
賛成
反対

二百二十九
二百二十
九

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） 日程第五 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案

日程第六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

日程第七 工業再配置促進法を廃止する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長加納時男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

（加納時男君登壇、拍手）

○加納時男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、三法律案の概要を申し上げます。

まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案は、我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業の創出を図るため、中小企業が行うものづくり基盤技術の高度化のための研究開発及びその成果の利用を促進しようとするものであ

ります。

次に、いわゆる民活法及び輸入・対内投資法を廃止する法律案は、民活法及び輸入・対内投資法について法律に定められた廃止期限の到来に伴い、平成十八年五月二十九日をもつて両法を廃止しようとするものであります。

次に、工業再配置促進法を廃止する法律案は、国が対象地域を定め工業の再配置を促進する必要性が低下したことから、工業再配置促進法を廃止しようとするものであります。

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） この際、日程に追加して、国会職員法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。まず、提出者の趣旨説明を求める。議院運営委員長溝手顕正君。

なお、中小企業のものづくり法案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君） これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 本日はこれにて散会いたしました。

午後零時四十四分散会

を御説明申し上げます。

本法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであります。

以上が本法律案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 本日はこれにて散会いたしました。

官報 (号外)

に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十八年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。	
本日委員長から次の議案が提出された。	
国会職員法の一項を改正する法律案(議院運営委員長提出)(参第八号)	審査報告書
原子力の平和的利用に関する協力のための日 本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の 締結について承認を求めるの件	原子力の平和的利用に関する協力のための日 本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の 締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。	右は多数をもつて承認すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。
平成十八年四月十八日 外交防衛委員長 外添 要一	平成十八年三月十日 内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿	内閣総理大臣 小泉純一郎

一、委員会の決定の理由	この協定は、原子力の平和的利用に関する我が国と欧州原子力共同体との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、協力の方針、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施、再移転に係る規制等について定めるものである。この協定を締結することにより、既に原子力協定を締結している英仏両国外の欧州原子力共同体の加盟国との間においても平和的利用を確保しつつ核物質等の移転その他の協力をを行うための法的枠組みが整備され、我が国と欧州原子力共同体の加盟国との間の原子力
要領書	原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府と欧州原子力共同体との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
二、委員会の決定の理由	原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

(a) 「兩締約者」とは、日本国政府及びユーラトムをいう。「締約者」とは、兩締約者のいずれか一方をいう。	第一條 定義 この協定の適用上、
(b) 「ユーラトム」とは、次の(i)又は(ii)に規定するものをいう。	
(i) ユーラトム条約により設立された法人	
(ii) ユーラトム条約の適用を受ける領域	
(c) 「者」とは、兩締約者のそれぞれの領域の管轄の下で適用可能な法令により規律される自然人又は企業その他の団体をいい、兩締約者を含まない。	
(d) 「適当な当局」とは、日本国政府についてはその指定する政府機関をいい、ユーラトムに付しては欧州委員会又はユーラトムが日本国政府に書面により隨時通報するその他の当局をいう。	
(e) 「公開の情報」とは、いずれの締約者も、また、ユーラトムのいづれの加盟国も秘密としている情報をいう。	
(f) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。	
(g) 「原料物質」とは、次の物質をいう。	
(h) ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン	
(i) 同位元素ウラン二三五の劣化ウラン	
(j) ユーラトム条約に定めるユーラトムの域内における核物質、設備及び核物質ではない資材の移転の自由の原則を認識し、	
(k) また、核兵器の拡散の危険を減少させ、並びに	

金属、合金、化合物又は高含有物の形
状において前記のいずれかの物質を含有
する物質

その他の物質であつて、千九百五十六
年十月二十六日に作成された国際原子力
機関憲章(以下「憲章」という。)第二十条
に基づき国際原子力機関理事会が決定す
る含有率(その受入れを、両締約者の適
当な当局が書面により相互に通報するも
のに限る。)において前記の物質の一又は
二以上を含有するもの

憲章第二十条に基づき国際原子力機関
理事会が決定する物質であつて前記の物
質以外のもの(その受入れを、両締約者
の適当な当局が書面により相互に通報す
るものに限る。)

(ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をい
い、原料物質を含まない。

プルトニウム

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃
縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する
物質

憲章第二十条に基づき国際原子力機関
理事会が決定する物質であつて前記の物
質以外のもの(その受入れを、両締約者
の適当な当局が書面により相互に通報す
るものに限る。)

(g) 「機微な核物質」とは、分離されたプルトニ
ウム(混合酸化物燃料中のプルトニウムを含
む。)又は濃縮ウラン(同位元素ウラン二三五

及び二三三の一方又は双方の濃縮度が二十
パーセントを超えるものに限る。)をいう。

(h) 「設備」とは、原子力活動における使用のた
めに特に設計し、又は製造した主要な構
造、機械若しくは器具又はこれら的主要な構
造部分であつて、この協定の附属書(以下「附
属書」という。)AのA部に掲げるものをい
う。

(i) 「核物質ではない資材」とは、重水その他高
速中性子を減速させ、核分裂の維持可能と
するために原子炉において使用するのに適し
た物質であつて、附属書AのB部に掲げるも
のをいう。

(j) 「回収され、又は副産物として生産された
核物質」とは、この協定に基づいて移転され
た核物質から得られた特殊核分裂性物質又は
この協定に基づいて移転された原子炉若しく
は附属書AのA部に掲げるその他の設備で
あつてこの協定に基づいて移転されるもの
(当該その他の設備の移転に先立ち日本国政
府及び欧州委員会が書面により合意した場合
に限る。この合意は、欧州委員会とユーラト
ムの関係加盟国政府との間の協議の後に行わ
れるものとする。)を用いて行う一若しくは二
以上の処理によつて得られた特殊核分裂性物
質をいう。

(k) 両締約者は、相互の間、それぞれの者の間
における専門家の交換による協力を推進す
る。この協定に基づく協力に伴い専門家の交
換が行われる場合には、両締約者は、それぞ
れこれらの専門家の自己の領域への入国及び
自己の領域における滞在を容易にする。

(l) 両締約者は、相互の間、それぞれの者の間
において、合意により公開情報の提供し、
及び交換することを容易にする。

第二条 協力の範囲

1 両締約者は、生産者、核燃料サイクル産業、

公益事業、研究開発機関及び消費者の相互利益
のため、原子力の平和的非爆発目的利用のため

の日本国及びユーラトム又はその相互の間にお
ける原子力分野における取引、研究開発その他

の活動を、核不拡散の原則に従いつつ促進し、
及び容易にすることにつき、この協定の下で協
力する。

2 両締約者は、次の方法により協力する。

(a) 一方の締約者又はその認められた者は、供
給者と受領者との間の合意により定める条件
で、核物質、設備及び核物質ではない資材を
他方の締約者若しくはその認められた者に供
給し、又はこれらから受領することができ
る。

(b) 一方の締約者又はその認められた者は、提
供者と受領者との間の合意により定める条件
で、他方の締約者若しくはその認められた者
に核燃料サイクルに関連する役務その他のこ
の協定の範囲内における役務を提供し、又は
これらからそのような役務の提供を受けるこ
とができる。

(c) 両締約者は、相互の間又はそれぞれの者の
間における専門家の交換による協力を推進す
る。この協定に基づく協力に伴い専門家の交
換が行われる場合には、両締約者は、それぞ
れこれらの専門家の自己の領域への入国及び
自己の領域における滞在を容易にする。

(d) 両締約者は、相互の間、それぞれの者の間
において、合意により公開情報の提供し、
及び交換することを容易にする。

(e) 両締約者は、両締約者が適当と認めるそ
の方法により、相互の間協力し、及びそ
れぞれの者との間ににおける協力を推進するこ
とができる。

1 及び2の規定による協力は、この協定の規

定並びに日本国及びユーラトムにおいて効力を
有する適用可能な国際協定及び法令に従う。

第三条 協定の対象品目

1 日本国とユーラトムとの間において移転され る核物質は、その移転が直接であると第三国を 経由してであるとを問わず、供給締約者が受領 締約者に対し予定される移転を書面により通告 した場合であつて、当該核物質がこの協定の適 用を受けることとなること及び予定される受領 者が受領締約者でない場合には、当該受領 締約者に対する移転を書面により通告した場合 であつて、当該核物質がこの協定の適

用を受けることとなること及び予定される受領
者が受領締約者が書面により確
認するときに限り、かつ、当該核物質が受領締
約者の領域的管轄の下にある認められた者
であることを受領締約者が書面により確
認するときに限り、かつ、当該核物質が受領締
約者に対する移転を書面により通告した場合
であつて、当該核物質がこの協定の適

用を受ける。

2 日本国とユーラトムとの間において移転され
る設備及び核物質ではない資材は、それらの移
転が直接であると第三国を経由してであるとを
問わず、次の(a)及び(b)のいずれの要件をも満た
す場合に限り、かつ、当該設備及び核物質では
ない資材が受領締約者の領域的管轄に入る時か
ら、この協定の適用を受ける。

(a) これらの品目をこの協定に基づいて移転す
ることにつき、日本国からユーラトムへの移
転については日本国政府による決定、ユーラト
ムから日本国への移転についてはユーラト
ムの関係加盟国政府又は場合により欧州委員
会による決定があること。

(b) 予定される移転についての供給締約者の受
領締約者に対する書面による通告並びにこれ
らの品目がこの協定の適用を受けることとな
ること及び予定される受領者が受領締約者で

ない場合にあつては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることについての受領締約者の書面による確認があること。

3

1及び2の規定により行われる書面による通告及び確認は、第十四条に規定する手続に従う。

4 この協定の適用を受けることとされた核物質、設備及び核物質ではない資材は、次のいずれかの場合に該当することとならない限り、引き続きこの協定の適用を受ける。

(a) これらの品目が、この協定の関係規定に従い受領締約者の領域的管轄の外に移転された場合

(b) これらの品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約者が合意する場合

(c) 核物質について、第八条1に規定する関連の協定中の規定であつて保障措置の終了に係るものに従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となつたことが決定された場合

第四条 原子力分野における研究開発に係る協力

1 両締約者は、相互の間又はそれぞれの機関の間で、第二条に規定するところに従い、かつ、ユーラトムにおいてその特定する計画の対象とされる限りにおいて、原子力の平和的非爆発目的の利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約者又はそれらの機関は、適切な場合

には、大学、実験施設、民間部門その他すべての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。また、両締約者は、この分野におけるそれぞれの者の間の協力を容易にする。

5

2 両締約者は、この条の規定による活動を一層発展させ、及び容易にするため、別個の取扱を締結する。

第五条 協定の実施

1 この協定の規定は、日本国及びユーラトムにおける原子力活動を妨げ若しくは遅延させ、又はこれに対して不当に干渉することを回避するような態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実にこれを適用する。

第六条 知的財産

両締約者は、日本国及び欧州共同体又はその加盟国において効力を有する関連の国際協定及び法令に従い、この協定の下での協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。

第七条 平和的利用

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第八条 國際原子力機関及びユーラトムによる保障措置

1 この協定の下での協力は、適切な場合にはき通告された品目の締約者の領域的管轄内における移転若しくは日本国とユーラトムとの間の移転を阻害するために、利用してはならない。

2 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特定性が失わ

れた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定について日本国政府と国際原子力機関との間の協定することを認めることができる。また、両締約者は、この分野におけるそれぞれの者の間の協定により行うことができるものとする。

4

この協定の規定を実施するに当たり、日本国並びにユーラトム及びその加盟国は、千九百九十六年十月二十四日に効力を生じた原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。

5

(b) 千九百七十三年四月五日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する

日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」といふ。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの(その後の改正を含む。)

(c)

千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレーートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグレーートブリテン及び北アイルランド連合王国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「英國に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足された

(d) 千九百七十八年七月二十七日に作成されたフランスにおける保障措置の適用に関するフランス、ユーラトム及び国際原子力機関の間

の協定(以下「フランスに関する保障措置協定」という。)で、一千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの。

2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質には、次に規定する保障措置が適用されるものとする。

(a) 日本国においては、日本国に関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置

(b) ユーラトムの域内においては、ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置及び場合に応じてユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)に関する保障措置協定、英国资格に関する保障措置協定又はフランスに関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置

3 国際原子力機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、両締約者は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、国際原子力機関の保障措置の原則及び手続に適合する取扱いであつて、2に規定する国際原子力機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第九条 再移転

1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、附属書Bに定める条件が満たされたことについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又は

このような保証が得られない場合において供給

締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。

2 この協定に基づいて移転された品目のうち次に掲げるものは、それを再移転することにつき

1の規定によつては供給締約者の書面による事前の同意があることを要しない場合であつて

も、当該同意なしに受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移

転してはならない。ただし、日本国からユーラトムに移転された品目については当該品目が日本国政府と受領国である第三国との間の

原子力の平和的利用に関する協力のための関係

の二国間協定の適用を受けることとなる場合又はユーラトムから日本国に移転された品目につ

いてはユーラトムの作成する一覧表に掲げる国

を受領国である第三国として当該品目を再移転

することの通告が受領締約者から供給締約者に對して行われるときは、この限りでない。

(a) 機微な核物質

(b) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備

第十一条 透明性

両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十二条 既存の協定

1 この協定の規定は、一千九百九十八年二月二十

五日に作成された原子力の平和的利用における

協力のための日本国政府とグレート・ブリテン

及び北部アイルランド連合王国政府との間の協

定及び一千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された一千九百七十二年二月二十六

日に作成された原子力の平和的利用に関する協

力のための日本国政府とフランス共和国政府と

の間の協定の規定を補完するものとみなし、かつ、場合によりこれらの二国間協定中の関係規定に優先して適用されるものとする。

2 1に掲げる二国間協定に定める日本国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府又はフランス共和国政府の権利及び義務は、この協定に定める当該各政府の権利及び義務の範囲を超える限りにおいて、引き続きこれらの二国間協定の下で実現され、及び履行されるものとする。

(a) 第七条から第九条まで若しくは第十一條の規定又は第十五条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をすること。

(b) 第八条1に掲げる国際原子力機関との間の保障措置協定を終了させること又は当該保障措置協定に対する重大な違反をすること。

2 ユーラトム又はいづれかのユーラトムの加盟

国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)が核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 グレートブリテン及び北アイルランド連合王國又はフランス共和国がこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質について、各自の採用

いても適用する。

4 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、両締約者が合意する場合には、この協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質についても適用する。

官 報 (号 外)

5 いざれか一方の締約者がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約者は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議するものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
(a) 当該行動の影響
(b) 当該行動を検討することの原因となつた事情が故意にもたらされたものであるか否か。
6 この条の規定に基づく権利は、5の規定による協議の後適当な期間内に他方の締約者が是正措置をとることができなかつた場合に限つて、行使されるものとする。
7 いざれか一方の締約者がこの条の規定に基づきこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を使用する場合には、当該一方の締約者は、当該核物質の公正な市場価額について、他方の締約者又は関係する者に補償を行う。

第十四条 運用手続

両締約者の適當な当局は、この協定を効果的に実施するための運用手続を作成し、及び必要に応じてこれを修正する。

第十五条 協議及び仲裁

1 両締約者は、この協定の下での協力を促進す

る場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。

4 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ユーラトムは、1に規定する権利と同じ権利を有する。

るため、いざれか一方の締約者の要請に基づき、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互通議することができる。

2 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約者は、いざれか一方の締約者の要請に基づき、相互に協議する。

3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、両締約者は、この3の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に当該紛争を付託することを合意することができる。各締約者は、一人の仲裁裁判官(日本国又はユーラトムの加盟国の国民とすることができる)を指名し、このようにして指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官(日本国及びユーラトムの加盟国以外の国の国民でなければならぬ)を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいざれか一方の締約者が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いざれの締約者も、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第

1 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。附屬書は、日本国政府と欧州委員会との間の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十七条 効力発生及び有効期間

1 この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、三十年間に効力を有する。その後は、この協定は、いづれか一方の締約者がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約者に対してこの協定を終了させる旨を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。

河村武和 欧州原子力共同体のために
ピエバルグス

附屬書A

第十六条 附屬書の地位

附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。附屬書は、日本国政府と欧州委員会との間の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

日本国政府のために 河村武和
日本国政府のために 河村武和

二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く)。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。
2 この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の終了(理由のいかんを問わない)の後においても、第七条から第九条まで及び第十一条の規定は、引き続き効力を有する。
3 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及びスウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びボルトガル語により本書二通を作成した。相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。
4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
6 ジルコニア管 ジルコニア金属若しくはジルコニア合金の管又はこれらの管の集合体

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
6 ジルコニア管 ジルコニア金属若しくはジルコニア合金の管又はこれらの管の集合体
5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
3 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及びスウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びボルトガル語により本書二通を作成した。相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。
2 この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の終了(理由のいかんを問わない)の後においても、第七条から第九条まで及び第十一条の規定は、引き続き効力を有する。
1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く)。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。

であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五百未満のもの（いすれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するため特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 热交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するため特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 照射済燃料要素の再処理プラント及び照射済燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

13 ウラン同位元素の分離プラント及びウラン同位元素の分離のために特に設計し、又は製作した設備であつて分析機器以外のもの

14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計

し、又は製作した設備

15 12及び13にそれぞれ規定する原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウラン及びプルトニウムの転換プラント並びに当該ウラン及びプルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

(iv) この附属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。

し、又は製作した設備

付表において区分された核物質の使用、貯蔵及び輸送に当たり日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会が確保すべきものとして合意される防護の水準は、最小限、次の指標によるものとする。

第三群

第一群

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

第二群

この群に属する核物質は、高度に防護された区域（第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者のみに出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。）内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

第三群

輸送に当たつては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適當な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核物質 （注a）	形態	第一群	第二群	第三群
1 プルトニウム	未照射（注b）	二キログラム以上	五〇〇グラムを超	五〇〇グラム以下
2 ウラン一二三	未照射（注b）	五キログラム以上	一キログラムを超	一キログラム以下
五	ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	え五キログラム未満	え二キログラム未満	（注c）
三 ウラン二三三	未照射（注b）	一〇キログラム以	一〇キログラム未	（注c）
未照射（注d）	未照射（注b）	一〇キログラム未	（注c）	
二キログラム以上	二キログラム以上	（注c）		
満	未照射（注b）	一〇キログラム以	一〇キログラム未	
え二キログラム未	未照射（注b）	一〇キログラム以	（注c）	
五〇〇グラム未	未照射（注b）	一〇キログラム以		
五〇〇グラム以下	未照射（注b）			

4 照射済燃料

劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料（核分裂性成分含有率一〇パーセント未満）
（注e、注f）

注a プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質 又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（百ラド毎時）以下であるもの

注c 放射線学上の有意量に満たない量の核物質を除くべきこととするが、そのような核物質については管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注d 天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び第三群の欄に特定する量に満たない量の濃縮度が十パーセント未満のウランについては、管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注e 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区別の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時（百ラド毎時）を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

審査報告書

国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十八日

参議院議長 扇 千景殿
総務委員長 世耕 弘成

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備しようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、行政官長期在外研究員制度等の派遣研修の運営に当たっては、研修の実効性を確保するとともに、制度に対する国民の信頼を確保し、もつて公務の能率的な運営に資するよう計画を立案し、実施すること。

二、派遣研修の実施に当たっては、幅広い視野や専門性を備えた幹部要員を育成し、待遇する観点から、採用試験の種類及び区分にとらわれない選抜審査を行うよう努めること。また、派遣先についても、派遣研修の趣旨が活かせるよう十分配慮すること。

三、派遣研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果を把握するとともに、記録を適切に作成し、その公表を行うこと。

四、国家公務員の留学の趣旨が、その成果を公務に活用することにあることにかんがみ、人事院は行政官長期在外研究員等の適正な選抜審査に努め、各府省の長は職員を留学させるに当たり、当該職員が留学中又は留学終了後早期に離職することのないように十分配慮すること。

五、人事院は、研修の適切な実施を確保するため、その総合的な企画並びに各府省が実施する研修に関する調整、指導及び助言を積極的に行なうほか、その実施状況について調査を行うとともに、報告を求めること。

右決議する。

るものという。

右
国会に提出する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人の事院規則で定める休職の期間を除く。)

二 国家公務員法第八十二条の規定による停職の期間

三 国家公務員法第一百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した

期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)

四 第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定による育児休業をした期間

一 当該留学の期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額

二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遞増する程度に応じて百分の百から一定の割合で遞減するよう人に人事院規則で定める率を乗じて得た金額

三 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなつた場合を含まないものとする。

四 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

五 一 国家公務員法第七十九条の規定による休職の期間(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤)をいう。以下同じ。)により負傷し、

若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十

第一条 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案

(目的)
第一条 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案
国家公務員の留学費用の償還に関する法律案

(定義)
第一条 この法律において「職員」とは、第十条から第十二条までを除き、国家公務員法(昭和十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

第二条 この法律において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大學生院の課程(同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行なうものとして認められたものを含む)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。

3 この法律において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として人事院規則で定め

五 国家公務員法第五十五条第一項に規定する

官 報 (号 外)

任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにこれらの任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職国家公務員等となるため離職した場合であつて、人事院規則で定める場合

(特別職国家公務員等となつた者に関する特例)
第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者(一)の特別職国家公務員等として在職した後、引き続

き「以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。」が離職した場合は、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職国家公務員等としての在職

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職国家公務員等として在職する者(一)の特別職国家公務員等として在職した後、引き続

る場合又は引き続き当該特別職国家公務員等以外の特別職国家公務員等として在職する場合を除く。)には、当該特別職国家公務員等でなく

なつたことを離職したことと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職国家公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定

を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職国家公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事院規則で定める期間」と、前条

第六条 この法律(次条から第十二条までを除く。)次条及び第八条において同じ。)の実施に關する場合は、人事院規則で定める。

(人事院規則への委任)
第六条 この法律(次条から第十二条までを除く。)次条及び第八条において同じ。)の実施に關する場合は、人事院規則で定める。

(外務職員の研修に関する特例)
第七条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一条)第二条第五項に規定する外務職員に対する同法第十五条の規定に基づく研修に関するこ

務省令」とする。

(国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の研修に関する特例)

第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員に対する研

修に関するこの法律の規定については、

これらの規定中「人事院規則」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「あつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき」とあるのは「あつて」とする。

(特定独立行政法人及び日本郵政公社の講ずべき措置)

第九条 留学に相当する研修を実施する独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社は、第三条から第六条までに規定する措置

第十条 第二条から第六条まで(第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条 第二条から第六条まで(第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。)の規定は、裁判所職員(国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第二項 第三条第三項第一号</p> <p>であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき</p>	<p>であつて、国家公務員法第七十九条の規定</p>	<p>であつて、国家公務員法第七十九条の規定に基づき</p>
<p>国家公務員災害補償法</p> <p>いう。以下同じ</p>	<p>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法</p> <p>いう</p>	<p>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法</p> <p>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法</p>
<p>国家公務員法第七十九条第一号</p>	<p>用する国家公務員法第七十九条第一号</p>	<p>用する国家公務員法第七十九条第一号</p>
<p>(見出しを含む。)中「人事院規則」とあるのは「外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条</p>	<p>(見出しを含む。)中「人事院規則」とあるのは「外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条</p>	<p>(見出しを含む。)中「人事院規則」とあるのは「外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条</p>

官報(号外)

第三条第三項第二号	国家公務員法第八十二条	期間 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	期間 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第四条第二号
第三条第三項第三号	国家公務員法第八十二条 国家公務員法第八十八条の六第一項 期間 第一項ただし書	期間 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十八条の六第一項 第一項ただし書	前号に掲げる場合のほか、特別職 國家公務員等	国家公務員法第八十一条の二第一項
第一条第三項第四号	期間 国家公務員の育児休業等に関する法律 一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	期間 裁判官の育児休業に関する法律 (平成三年法律第八十一条)第二条第一項又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律	一般職国家公務員等(国家公務員職員を除く)、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち最高裁判所規則で定めるものに使用される者をいう。以下同じ。	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十条又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項
第四条第一号	通勤	通勤(裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十五年法律第八号)においてその例によるものとされ、又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法第一条の二に規定する通勤をいう。)	特別職国家公務員等	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十条又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項
国家公務員法第七十八条第二号	裁判官分限法(昭和二十二年法律第一百二十七号)第一条第一項(同項の裁判に係る部分に限る)に規定する事由に該当して免官され、若しくは裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十八第二号	前条第五号又は第六号 同号	一般職国家公務員等	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十条又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項

第五条	第五条(見出しを含む。)	第五条(見出しを含む。)	第五条	第四条第二号
第五条第二項	前条第五号又は第六号 同号	前条第六号	前条第六号	国家公務員法第八十一条の二第一項
第六条	この法律(次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。)	この法律	前二条(前条第五号を除く。)	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十条又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項
(防衛庁職員への準用)	この法律(次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。)	この法律	前二条(前条第五号を除く。)	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第五十条又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項
第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条(第三項第三号を除く。)並びに第四条から第六条までの規定は、防衛庁職員(国家公務員法第一条第三項第十六条に掲げる防衛庁の職員をいう。)について規定する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				

官 報 (号 外)

		第二条第二項	であつて、國家公務員法第七十三 条の規定に基づき	であつて
第三条第三項第一号	國家公務員法第七十九条の規定	自衛隊法(昭和二十九年法律第百 六十五号)第四十三条の規定	防衛庁の職員の給与等に関する法 律(昭和二十七年法律第二百六十 六号)第二十七条第一項において 準用する國家公務員災害補償法	第三条(第三項第三号を除く。)
第二条第三項第二号	國家公務員法第八十二条	自衛隊法第四十三条第一号	自衛隊法(昭和二十九年法律第百 六十五号)第四十三条の規定	第三条(第三項第三号を除く。)
第三条第三項第四号	第三条第一項	自衛隊法第四十六条	第三条第一項	第六条
第四条第一号	國家公務員法第七十八条第二号	自衛隊法第四十二条第二号	第三条第一項	この法律(次条から第十二条まで を除く。次条及び第八条において 同じ。)
第四条第二号	國家公務員法第八十一条の二第一 項	自衛隊法第四十四条の二第一項又 は第四十五条第一項	第三条第一項	この法律
第八十一条の三第一項	第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項	第三条(第三項第三号を除く。)
第四条第五号	場合を含む	場合及び同法第四十五条第三項の 規定により勤務した後退職した場 合を含む	「第一百四十五条」に改める。 (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律の一部改正)	第一条(第三項第三号を除く。)
特別職國家公務員等	國家公務員法第五十五条第一項に 規定する任命権者及び法律で別に 定められた任命権者並びにこれら の任命権者から委任を受けた者 の者	自衛隊法第三十一条第一項の規定 により同法第二条第五項に規定す る隊員の任免について権限を有す る者	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定 は、公布の日から施行する。	第二条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七 号)の一部を次のように改正する。
第四条第六号及び第五 条(見出しを含む。)	一般職國家公務員等(同法第四十 六条第二項に規定する一般職国家 公務員等をいう。以下同じ。)		第三条第十条及び第十二条において準用す る場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に 留学を命ぜられた國家公務員について適用す る。よつて要領書を添えて報告する。	附則第五条第三項の表中「第一百四十五条」を (郵政民営化法の一部改正)
特別職國家公務員等			法の適用に関する通則法案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し た。よつて要領書を添えて報告する。	参議院議長 簿 千景殿
一般職國家公務員等			平成十八年四月十八日	法務委員長 弘友 和夫

	第五条第一項	第三条	第三条(第三項第三号を除く。)
第五条第二項	前二条	前二条(第三条第三項第三号を除 く。)	前二条(第三条第三項第三号を除 く。)
第六条	この法律(次条から第十二条まで を除く。次条及び第八条において 同じ。)	この法律	この法律

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際的な取引等の増加や多様化などの社会経済情勢の変化及び近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ、法例の全部を改正し、法律行為、不法行為、債権譲渡等に関する準拠法の指定等の規定を整備するとともに、国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、国際化の進展に伴い、国際私法の重要性がますます高くなつてることにかんがみ、社会の変化、諸外国の立法動向等への的確に対応するなど、利用者のニーズに適合した規律が確保されるよう、不斷の見直しを行うこと。特に、不法行為に関する特別留保条項については、本法の運用状況を注視しつつ、国際的調和及び利用者のニーズの観点から、その必要性について更なる検討を行うこと。

二、我が国の法令が準拠法として国際的にも幅広く利用され、国際取引の更なる活性化・円滑化

に資するよう、法令外国語訳の早期整備及び法

制度の一層の充実を図ること。

三、我が国における国際的な紛争をめぐる裁判に

おいて、準拠法となる外国法の適用が的確かつ

迅速になされるよう、国際私法及び外国法の調

査研究を行う体制を確立すること。

四、国際私法は、企業間取引のみならず個人の日

常社会生活関係に深い関わりを有していること

にかんがみ、その十分な周知に努めるととも

に、国際私法についての理解を深めるため、法

教育の充実を図ること。

右決議する。

右決議する。

法の適用に関する通則法案

右

国会に提出する。

平成十八年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。

第二章 法律に関する通則

(法律の施行期日)

第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

(法律と同一の効力を有する慣習)

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

(失踪の宣告)

第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する)をすることができる。

法の適用に関する通則法案
法の適用に関する通則法
法例(明治三十一年法律第十号)の全部を改正するよう。

第三章 準拠法に関する通則

第一節 人

(人の行為能力)

第四条 人の行為能力は、その本国法によつて定める。

2 法律行為をした者がその本国法によれば行為

第二節 法律行為(第七条—第十二条)

第三節 物権等(第十三条)

第四節 債権(第十四条—第二十三条)

第五節 親族(第二十四条—第三十五条)

第六節 相続(第三十六条—第三十七条)

第七節 補則(第三十八条—第四十三条)

附則

(後見開始の審判等)

第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する)をすることができる。

3 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によるべき法律行為及び行為地と法を異にする地に在る不動産に関する法律行為については、適用しない。

照らして日本に關係があるときはその法律關係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

第二節 法律行為

(当事者による準拠法の選択)

第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の當時に選択した地の法による。

(当事者による準拠法の選択がない場合)

第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当时において当該法律行為に最も密接な關係がある地の法による。

2 前項の場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法

(その当事者が当該法律行為に關係する事業所を有する場合にあつては当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に關係する二以上の事業所で法を異にする地に所在するものを有する場合にあつてはその主たる事業所の所在地の法)を当該法律行為に最も密接な關係がある地の法と推定する。

3 第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な關係がある地の法と推定する。

(当事者による準拠法の変更)

第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力につく)をいう。以下この条において同じ。)と事業

いて適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

(法律行為の方式)

第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法、当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合にあつては、その変更前の法)による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。

3 法を異にする地に在る者に對してされた意思表示については、前項の規定の適用に當たつては、その通知を發した地を行為地とみなす。

4 法を異にする地に在る者の間で締結された契約の方式については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にいかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。

5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は

処分する法律行為の方式については、適用しない。

(消費者契約の特例)

第六条 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)をいう。以下この条において同じ。)と事業

者(法人その他の社団又は財團及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。)の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であつても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に對し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に關しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

2 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかわらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。

3 消費者契約の成立について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定によ

り消費者の常居所地法以外の法が選択された場合は、消費者の常居所地法による。

4 消費者契約の成立について第七条の規定によ

り消費者の常居所地法以外の法が選択された場合は、消費者の常居所地法による。

5 消費者契約の成立について第七条の規定によ

り消費者の常居所地法以外の法が選択された場合は、消費者の常居所地法による。

6 前各項の規定は、次のいづれかに該当する場合には、適用しない。

一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所

在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、

当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けたいたときを除く。

二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所

在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けたいたとき。たゞ

し、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の

り消費者の常居所地法が選択された場合において適用規定を適用する。

4 消費者契約の成立について第七条の規定によ

り消費者の常居所地法が選択された場合におい

全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けたいたときを除く。

三 消費者契約の締結の当时、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。

四 消費者契約の締結の当时、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。

すべき地の法を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

第三節 物権等

(物権及びその他の登記をすべき権利)

第十三条 動産又は不動産に関する物権及びその他他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地による。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利の得喪は、その原因となる事実が完成した當時におけるその目的物の所在地法による。

第四節 債権

(事務管理及び不当利得)

第十四条 事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した地の法による。

(明瞭かにより密接な関係がある地がある場合の例外)

第十五条 前条の規定にかかわらず、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した當時において同じことを有する地の法による。

(明瞭かにより密接な関係がある地がある場合の例外)

第十六条 前条の規定にかかわらず、生産物(生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。)で引渡しがされたものの瑕疵による他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者(生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。)又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者(以下この条において「生産業者等」と総称する。)に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することができないものであつたときは、生産業者等が事業所を有しない場合に生産業者等が事業所を有しない場合に

の原因となる事実が発生した後において、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。

第十七条 不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することができないものであつたときは、加害行為が行われた地の法による。

(明瞭かにより密接な関係がある地がある場合の例外)

第十八条 前条の規定にかかわらず、生産物(生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。)で引渡しがされたものの瑕疵による他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者(生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。)又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者(以下この条において「生産業者等」と総称する。)に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することができないものであつたときは、生産業者等が事業所を有しない場合に

あつては、その常居所地法による。

(名譽又は信用の毀損の特例)

第十九条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名譽又は信用を毀損する不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法(被害者が法人その他の社団又は財團である場合にあつては、その主たる事業所の所在地の法による)による。

第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他事情に照らして、明瞭かに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

(当事者による準拠法の変更)

第二十一条 不法行為の当事者は、不法行為の後ににおいて、不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗す

2 労働契約の成立及び効力について第七十二条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法以外の法である場合であつても、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。

3 前項の規定の適用に当たつては、当該労働契約において労務を提供すべき地の法(その労務を提供すべき地を特定することができない場合においては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項において同じ。)を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。

3 労働契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、当該労働契約の成立及び効力については、第八条第二項の規定にかかるらず、当該労働契約において労務を提供

(当事者による準拠法の変更)

第十六条 事務管理又は不当利得の当事者は、そ

の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することができないものであつたときは、生産業者等が事業所を有しない場合に

(不法行為についての公序による制限)

第二十二条 不法行為について外国法によるべき

官 報 (号 外)

<p>場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法となるときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、することができない。</p> <p>2 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が当該外国法及び日本法により不法となるときであつても、被害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求することができない。</p> <p>(債権の譲渡)</p> <p>第二十三条 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。</p>	<p>その法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。</p> <p>(夫婦財産制)</p> <p>第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。</p>
<p>2 前項の規定により夫婦の一方の常居所地法</p>	<p>2 前項に規定する者が準正の要件である事実が完成したときに、夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当时における夫の本國法を前項の夫の本國法とみなす。</p>
<p>3 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法</p>	<p>2 前項に規定する者が準正の要件である事実が完成前に死亡したときは、その死亡の当时におけるその者の本國法を同項のその者の本國法とみなす。</p>
<p>3 前二項の規定により夫婦の一方の常居所地法</p>	<p>(養子縁組)</p>

権利義務は、当事者の本国法によつて定める。

(親族関係についての法律行為の方式)

第三十四条 第二十五条から前条までに規定する

親族関係についての法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法による。

第三十五条 第二十五条から前条までに規定する

法律行為の成立について適用すべき法による。

2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方程式は、有効とする。

(後見等)

第三十五条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)は、被後見人、被保佐人又は被補助人(次項において「被後見人等」と総称する。)の本国法による。

2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法による。

一 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がな

いとき。

二 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。

(相続)
第六節 相続
(常居所地法)

第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。

(遺言)

第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の

当時における遺言者の本国法による。

2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の

本国法による。

(本国法)

第七節 補則

(本国法)

(人目的に法を異にする国又は地の法)

第三十八条 当事者が二以上の国籍を有する場合

には、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、そ

の国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは当事者に最も密接な関係がある國の法を当事者の本国法とする。ただし、

その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。

2 当当事者の本国法によるべき場合において、當事者が国籍を有しないときは、その常居所地法

による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第三十二条の規定の適用については、

この限りでない。

3 当当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合にあつては、

当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。

(反致)

第四十一条 当当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでな

い。

2 附 則

(施行期日)

二項第二号、第三十二条又は第三十八条第二項の規定により適用されるもの及び夫婦に最も密接な関係がある地が人目的に法を異にする場合における夫婦に最も密接な関係がある地の法について準用する。

(反致)

第四十二条 改正後の法の適用に関する通則法(以下「新法」という。)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第三十九条 当当事者の常居所地法によるべき場合において、その常居所が知れないときは、

居所地法による。ただし、第二十五条(第二

十六条第一項及び第二十七条において準用す

る場合を含む。)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでな

い。

(公序)

第四十二条 外国法によるべき場合において、そ

の規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。

(適用除外)

第四十三条 この章の規定は、夫婦、親子その他

の親族関係から生ずる扶養の義務については、

適用しない。ただし、第三十九条本文の規定の適用については、この限りでない。

2 この章の規定は、遺言の方式については、適

用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第

三十九条本文及び第四十条の規定の適用につい

ては、この限りでない。

(号) 外 報

<p>3 施行日前にされた法律行為の成立及び効力並びに方式については、新法第八条から第十二条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日前にその原因となる事実が発生した事務管理及び不当利得並びに施行日前に加害行為の結果が発生した不法行為によって生ずる債権の成立及び効力については、新法第十五条から第二十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 施行日前にされた債権の譲渡の債務者その他第三者に対する効力については、新法第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>6 施行日前にされた親族関係(改正前の法例第十四条から第二十一条までに規定する親族関係を除く。)についての法律行為の方式については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>7 施行日前にされた申立てに係る後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、新法第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(民法の一部改正)</p> <p>第四条 民法(明治十九年法律第八十九号)の一 部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第二項ただし書中「法例(明治三十</p>	<p>一年法律第十号)その他」を削る。</p> <p>(手形法の一部改正)</p>
<p>第五条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八十九条第一項及び第二項中「法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め。</p> <p>第九十条、第九十一条、第九十二条第一項、第九十三条及び第九十四条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>第九十三条、第九十四条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>(小切手法の一部改正)</p> <p>第六条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十六条及び第七十七条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>(扶養義務の準拠法に関する法律の一部改正)</p> <p>第八条 扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項中「適用すべき法律」を「適用すべき法」に、「日本の法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第七十八条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>第八条第二項中「外国の法律」を「外国法」に改める。</p> <p>(民事訴訟法の一部改正)</p> <p>第九条 民事訴訟法(平成八年法律第一百九号)の一 部を次のように改正する。</p>	<p>第五条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め。</p> <p>第六条中「地方」を「地域」に、「法律」を「法」に改める。</p> <p>第七条中「法律」を「法」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時住所を有した地の法とする。</p> <p>(扶養義務の準拠法に関する法律の一部改正)</p> <p>第八条 扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項中「適用すべき法律」を「適用すべき法」に、「日本の法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第七十八条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>第八条第二項中「外国の法律」を「外国法」に改める。</p> <p>(民事訴訟法の一部改正)</p> <p>第九条 民事訴訟法(平成八年法律第一百九号)の一 部を次のように改正する。</p>
<p>(民事訴訟法の一部改正)</p> <p>第二条中「法律の一」を「法のいづれか」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「法律」を「法」に改める。</p> <p>第三十三条中「日本の法律」を「日本法」に改める。</p>	<p>第三条中「法律の一」を「法のいづれか」に改める。</p> <p>第六条中「地方」を「地域」に、「法律」を「法」に改める。</p> <p>第七条中「法律」を「法」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 第二条第三号の規定の適用については、遺言の成立又は死亡の当時における遺言者の住所が知れないときは、遺言者がその当時住所を有した地の法とする。</p> <p>(扶養義務の準拠法に関する法律の一部改正)</p> <p>第八条 扶養義務の準拠法に関する法律(昭和六十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項中「適用すべき法律」を「適用すべき法」に、「日本の法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第七十八条第一項及び第二項中「法律」を「法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改め、同条第三項中「日本ノ法律」を「日本法」に改める。</p> <p>第三条第一項、第四条第一項、第五条及び第七条中「法律」を「法」に改める。</p> <p>第八条第二項中「外国の法律」を「外国法」に改める。</p> <p>(民事訴訟法の一部改正)</p> <p>第九条 民事訴訟法(平成八年法律第一百九号)の一 部を次のように改正する。</p>
<p>一、 費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>附帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>一、 医薬品の適切な選択及び適正な使用の確保の</p>	<p>審査報告書</p> <p>薬事法の一部を改正する法律案</p> <p>右は多数をもつて可決すべきものと議決した。</p> <p>よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十八年四月十八日</p> <p>厚生労働委員長 山下 英利</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p> <p>要領書</p> <p>一、 委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、一般用医薬品をその副作用等により健康被害が生ずるおそれの程度に応じて区分し、その区分ごとに、専門家が関与した販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の製造、輸入、販売等を禁止すること等により、保健衛生上の危害の発生の防止を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>附帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>一、 医薬品の適切な選択及び適正な使用の確保の</p>

ため、新たな一般用医薬品の販売制度が実効あるものとなるよう十分留意すること。

二、一般用医薬品のリスク分類については、安全性に関する新たな知見や副作用の発生状況等を踏まえ、不斷の見直しを図ること。

三、新たに一般用医薬品の販売制度について、国民が、医薬品のリスク分類によって、販売者、販売の在り方等が異なることを理解し、適正に販売がなされていることを容易に確認できるよう必要な対策を講ずること。また、制度の実効性を確保するよう薬事監視の徹底を図ること。

四、一般用医薬品の販売に従事する者については、都道府県等が連携し、その資質の向上に努めること。また、登録販売者の試験については、国の関与の下に、都道府県によって難易度等に格差が生じないようにするとともに、その内容についても一定の水準が保たれるよう指導を行うこと。

五、一般用医薬品の安全性確保については、過去の薬害や副作用による健康被害の発生の教訓を生かす観点から、一般用医薬品によるものと疑われる副作用情報の収集に努めるとともに、収集した情報を速やかに公表するシステム等透明性の向上を図ること。また、医薬品等に係る苦情処理・相談、健康被害救済の充実向上を図ることとともに、必要な場合には、適切な受診勧奨など医師等との連携に努めるほか、苦情処理等のための窓口の整備を進めるこ

六、新たな一般用医薬品の販売制度について、十分な周知を図るとともに、医薬品を使用する消費者が医薬品の特性等を十分に理解し、適正に使用することができるよう、知識の普及や啓発のための施策の充実を図ること。また、学校教育においても医薬品の適正使用に関する知識の普及や啓発に努めること。

七、一般用医薬品のリスク分類の外箱表示については、消費者にとってリスクの程度が容易に理解できるよう、表示方法について十分配慮すること。

八、国民のニーズに応じた有効性、安全性の優れた一般用医薬品の確保のため、一般用医薬品の審査体制の整備を図るなど必要な対策を講ずること。あわせて、スイッチOTCの検討に当たっては、安全性の確保や適正な使用の推進に十分留意すること。

九、配置販売業については、既存の配置販売業者に対して、その配置員の資質の向上に向けた取組を行うよう指導するとともに、新制度への移行を促すこと。

十、無承認医薬品の販売、医薬品や医薬部外品等の品質不良、虚偽誇大広告等に対しでは、消費者を保護する観点から、薬事監視員による取締りの一層の強化を図ること。

十一、違法ドラッグに対する規制については、その実効性を確保するため、迅速に違法ドラッグを指定できるよう運用方法の手順や分析体制

整備を図ること。また、違法ドラッグの取締りに当たる都道府県の事務執行が円滑に行われるよう、検査法の迅速な確立と普及等の基盤整備に努めること。

十二、違法ドラッグの乱用防止については、その実態を把握することが重要であることにかんがみ、早急に実態調査を行い、その結果を踏まえ必要な対策を講ずること。

十三、違法ドラッグについては、その使用を未然に防ぐ対策が求められていることにかんがみ、青少年に対する違法ドラッグや麻薬等の薬物の危険性等について十分な啓発を行うこと。

十四、違法ドラッグの乱用者等については、必要な治療の提供を図るとともに、本人や家族に対するカウンセリング等の支援体制の整備を進めること。

十五、薬物乱用対策については、違法ドラッグが麻薬や覚せい剤等の乱用の入り口となるおそれがあることにかんがみ、薬物乱用対策に違法ドラッグを含めて、国と都道府県等の地方自治体がこれまで以上に連携して取り組むこと。

十六、薬物乱用対策は多岐にわたり、また対象となる薬物の種類等により法律が異なつており、所管官庁も複数にまたがること等にかんがみ、薬物対策を総合的、横断的に推進するための方策について検討を行うこと。

右 薬事法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
平成十八年三月七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

第一條 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。
(薬事法の一部改正)
第二条 第二項を次のように改める。
2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものといふ。
第一次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物(これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物

を指定できるよう運用方法の手順や分析体制を指定すること。
右決議する。

の防除の目的のために使用される物(二)の使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないもの前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物(前二号に掲げる物を除く。)のうち、厚生労働大臣が指定するもの

第五条第二号中「薬事に関する実務に従事する薬剤師」を「医薬品の調剤及び販売又は授与の業務を行う体制」に、「員数に達しない」を「基準に適合しない」に改め、同条第三号中「第十九条の二第二項」の下に、「第二十六条第二項第三号、第三十条第一項第二号、第三十四条第二項第二号」を加える。

第七条第一項中「次項」の下に、「第二十八条第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条」を加える。

第九条の次に次の二条を加える。

(薬剤を販売する場合等における情報提供)

第九条の一 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方せんにより調剤された薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師をして、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて、その適正な使用のため

に必要な情報を提供させなければならない。

二 配置販売業の許可 一般用医薬品を、配置により販売し、又は授与する業務

三 卸売販売業の許可 医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者(第三十四条第三項において「薬局開設者等」という。)に対し、販売し、又は授与する業務

第二十六条の見出し中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同条第一項中「一般販売業」を「店舗販売業の」に改め、「専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対するのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては」を削り、「区長」の下に「第二十八条第三項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二十五条中「を分けた、次のとおりとする」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う」に改め、同条各号を次のように改める。

一 店舗販売業の許可 一般用医薬品(医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。)を、店舗において販売し、又は授与する業務

二 薬剤師又は第三十六条の四第二項の登録を受けた者(以下「登録販売者」という。)を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の体制が適切に医薬品を販売

に必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとすべき。

三 申請者が、第五条第三号イからホまでのいずれかに該当するとき。

第二十六条第三項及び第四項を削る。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条 第二十七条 店舗販売業の許可を受けた者(以下「店舗販売業者」という。)は、一般用医薬品以外の医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。

(店舗の管理)

第二十八条 店舗販売業者は、その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない。

2 前項の規定により店舗を実地に管理する者(以下「店舗管理者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者でなければならない。

3 店舗管理者は、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けた

ときは、この限りでない。

(店舗管理者の義務)

第二十九条 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その店舗の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 店舗管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その店舗の業務につき、店舗販売業者に対し必要な意見を述べなければならぬ。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(店舗販売業者の遵守事項)

第二十九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、店舗における医薬品の管理の方法その他店舗販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

第二十九条の三 店舗販売業者は、前条第一項の規定により店舗販売業者を遵守すべき事項を定めることができる。

2 店舗販売業者は、第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定したときは、前条第一項の規定による店舗管理者の意見を尊重しなければならない。

(店舗における掲示)

第二十九条の三 店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該店舗を利用す

るために必要な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、当該店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

(区域管理者の義務)

第三十一条の三 区域管理者は、保健衛生上支

第三十条第一項中「厚生労働大臣の定める基準に従い品目を指定して」を削り、同条第二項第二号を削り、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売するため必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。

2 区域管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その区域の業務につき、配置販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

第三十条第三項を削る。

第三十一条の見出し中「の制限」を削り、同条中「前条第一項の規定により都道府県知事が指定した品目」を「一般用医薬品のうち経年変化が起りこりにくくことその他の厚生労働大臣の定める基準に適合するもの」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県ごとの区域の管理)

第三十一条の二 配置販売業者は、その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域内において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない。

2 前項の規定により都道府県の区域を管理する

第三十一条の二 配置販売業者は、その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域内において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない。

障を生ずるおそれがないよう、その業務に関し配置員を監督し、医薬品その他の物品を管理し、その他その区域の業務につき、必要な注意をしなければならない。

3 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置き、その営業所を管理させなければならない。ただし、卸売販売業者が薬剤師の場合は、自らその営業所を管理するときは、この限りでない。

(営業所の管理)

第三十五条 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置き、その営業所を管理させなければならない。ただし、卸売販売業者が薬剤師の場合は、自らその営業所を管理するときは、この限りでない。

(区域管理者の許可)

第三十五条 卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置き、その営業所を管理させなければならない。ただし、卸売販売業者が薬剤師の場合は、自らその営業所を管理するときは、この限りでない。

3 営業所管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その営業所の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(営業所管理者の義務)

第三十六条 営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、その営業所に

いずれかに該当するとき。

3 卸売販売業の許可を受けた者(以下「卸販賣業者」という。)は、当該許可に係る営業所について、業として、医薬品を、薬局開設者等以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。

3 卸売販売業の許可を受けた者(以下「卸販賣業者」という。)は、当該許可に係る営業所について、業として、医薬品を、薬局開設者等以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。

官報(号外)

勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、卸売販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

第三十六条の次に次の五条を加える。

(卸売販売業者の遵守事項)

第三十六条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、営業所における医薬品の試験検査の実施方法その他営業所の業務に関し卸売販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。

2 卸売販売業者は、第三十五条第一項又は第二項の規定により営業所管理者を置いたときは、前条第二項の規定による営業所管理者の意見を尊重しなければならない。

(一般用医薬品の区分)

第三十六条の三 一般用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものと除く。)は、次のように区分する。

一 第一类医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して第十四条第八項第一号に該当

するの営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、卸売販売業者に対し必要な意見を述べなければならない。

第三十六条の次に次の五条を加える。

(卸売販売業者の遵守事項)

第三十六条の二 厚生労働大臣が指定するもの(卸売販売業者)であつて厚生労働大臣が指定するもの(卸売販売業者)。

二 第二類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第一類医薬品を除く。)であつて厚生労働大臣が指定するもの(卸売販売業者)。

三 第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

2 厚生労働大臣は、前項第一号及び第二号の規定による指定に資するよう医薬品に関する情報の収集に努めるとともに、必要に応じてこれららの指定を変更しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項第一号又は第二号の規定による指定をし、又は変更しようとするときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聽かなければならぬ。

(資質の確認)

第三十六条の四 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。

2 前項の試験に合格した者又は第二類医薬品及び第三類医薬品の販売若しくは授与に従事するためには、政令で定める基準に該当する者であつて、医薬品の販売又は授与する者には、厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

(情報提供等)

第三十六条の六 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗において第一類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師をして、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

4 第一項の規定は、医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表示があつた場合には、適用しない。

5 配置販売業者については、前各項の規定を準用する。この場合において、第一項及び第二項中「薬局又は店舗」とあるのは「業務に係る都道府県の区域」と、「販売し、又は授与する場合」とあるのは「配置する場合」と、第一項から第三項までの規定中「医薬品の販売又は授与」とあるのは「医薬品の配置販売」と、同項中「その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けよう

する者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者とあるのは「配置販売元によつて一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した一般用医薬品を使用する者」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「一般販売業の許可を受けた者以下「一般販売業者」という。」、薬種商若しくは特例販売業者は、「を「店舗販売業者は」に、「配販以外の方」に、「を「配販以外の方法により、それぞれ」に改め、同条第二項中「及び特例販売業者」を削る。

第三十八条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業を「店舗販売業」に、「同項」を「第二十六条第一項に規定する第五十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般用医薬品にあつては、第三十六条の三第一項に規定する区分」とに、厚生労働省令で定める事項

第五十六条第四号中「第五十条第六号」を「第五十七条第七号」に改める。

第五章中第四十条の三の次に次の二項を加える。

(情報提供)

第四十条の四 医療機器の販売業者、賃貸業者は、医療機器を一般に購入し、又は修理業者は、医療機器を一般に購入し、又は使用する者に対し、医療機器の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めな

ければならない。

第四十五条第一項中「医薬品の一般販売業者以外」を「店舗管理者が薬剤師である店舗販売業者及び営業所管理者が薬剤師である卸売販売業者以外の医薬品」に改める。

第五十条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 厚生労働大臣が指定する医薬品にあつては、「注意—人体に使用しないこと」の文字

第五十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般用医薬品にあつては、第三十六条の三第一項に規定する区分」とに、厚生労働省令で定める事項

第五十六条第四号中「第五十条第六号」を「第五十七条第七号」に改める。

第五十七条の二 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。

(陳列等)

第五十七条の二 薬局開設者又は医薬品の販売

第五十九条第一項中「及び第九条から第十二条まで」を「第九条、第十条及び第十二条」に改める。

第五章中第四十条の三の次に次の二項を加える。

(情報提供)

第四十条の四 医療機器の販売業者、賃貸業者は、医療機器を一般に購入し、又は修理業者は、医療機器を一般に購入し、又は使用する者に対し、医療機器の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めな

ことに、陳列しなければならない。

第五十九条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第二条第二項第二号に規定する医薬部外品のうち厚生労働大臣が指定するものにあつては、「注意—人体に使用しないこと」の文字

第五十九条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 厚生労働大臣の指定する医薬部外品については、有効成分の名称(一般的の名称)があるものにあつては、その一般的の名称)及びその分量

第五十九条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二項第二号又は第三号に規定する医薬部外品にあつては、それぞれ厚生労

働省令で定める文字

第五十六条第四号中「第五十条第六号」を「第五十七条第七号」に改める。

第五章中第四十条の三の次に次の二項を加える。

(情報提供)

第四十条の四 医療機器の販売業者、賃貸業者は、医療機器を一般に購入し、又は修理業者は、医療機器を一般に購入し、又は使用する者に対し、医療機器の適正な使用のために必要な情報を提供するよう努めな

販売業又は特例販売業」「店舗販売業」に、「第

七十二条の二」を「第七十二条の二第一項」に改め、「(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)」、「(第二十七条において準用する場合を含む。)」及び「(第二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、「第十二条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

いて準用する場合を含む。)」を削り、「第二十八条第三項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改める。

第六十二条第二項第一号に改める。

第七十二条第二項第一号に改め、「において薬事に関する実務に従事する薬剤師」を削り、「(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「又は第二十六条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

いて準用する場合を含む。)」を削り、「(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)」を「又は第二十六条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

いて準用する場合を含む。)」を「又は第二十六条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

いて準用する場合を含む。)」を「又は第二十六条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

いて準用する場合を含む。)」を「又は第二十六条第二項第二号」に、「員数に達しなくなつた」を「基準に適合しなかつた」に、「員数に達

する」を「基準に適合する」に、「当該薬剤師の増員」を「その業務の体制を整備すること」と改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、配置販売業者に対して、

その都道府県の区域における業務を行う体制が、第三十条第二項第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、当該基準に適合するようにその業務を行う体制を整備することを命ずることができる。

第七十三条中「又は医薬品の一般販売業」を「の管理者又は店舗管理者、区域管理者若しくは営業所管理者」に改める。

第七十五条第一項中「とし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むもの」及び「第二十六条第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第二十八条第三項第二号、第三十条第二項第一号」を「第二十六条第二項第三号、第三十条第二項第二号、第三十四条第二項第二号」に改める。

第七十七条の三の二 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、関係機関及び関係団体の協力の下に、医薬品及び医療機器の適

正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

第七十七条の四の二 第二項中「薬剤師」の下に「登録販売者」を加える。

第八十条第四項中「第六十条、第六十二条及び」を削る。

第八十三条第一項中「第二条第十四項」の下に「第九条の二、第三十六条の六第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）を、「維持」との下に「第二十五条第一号中「一般用医薬品（医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、同条第二号、第二十九条第三十六条の五（見出しを含む。）

第三十六条の六第三項及び第五項並びに第五十七条の二第二項中「第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（店舗販売業）に、「第十七条中「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」を「区長。第二十八条第三項において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、第三十六条の四第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の五第二号中「第一類医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の六第二項中「第二類医薬品」とあるのは「医薬品」に、「第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の

者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）と、第二十七条中「準用する。」この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（店舗販売業）を「同条第十一号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第二項中「第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（店舗販売業）に、「第十七条の二」を「第七十二条の二第一項」に改める。

第八十三条の二の次に次の二項を加える。
(動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例)

第八十三条の二の二 都道府県知事は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他事情を勘案して特に必要があると認めるときは、第二十六条第二項の規定にかかるわらず、店舗」とに、第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条の四第一項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許可を与えることができ

2 前項の規定により店舗販売業の許可を受けた者(次項において「動物用医薬品特例店舗販売業者」という。)に対する第二十七条及び第三十六条の六第二項の規定の適用について

は、第二十七条中「一般用医薬品とあるのは第八十三条の二の二第一項の規定により都道府県知事が指定した品目」と、「ならない。ただし、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品については、この限りでない。」とあるのは「ならない。」と、同項中「販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者」とあるのは「販売又は授与に従事する者」とし、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第三項、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定は、適用しない。

3 動物用医薬品特例店舗販売業者について

は、第三十七条第二項の規定を準用する。

第八十四条第六号中「第二十九条」を「第二十七条」に改め、同条第八号を削り、同条中第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十六条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「(第二十七条において準用する場合を含む。)」を、「第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条の二又は第三十五条第一項若しくは第二項」に改める。

第九十条各号中「第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十七号から第二十号」を「第一号」に規定するあへん及びけしがらを除

九号、第十号、第十三号、第十四号及び第十六号から第十九号」に改める。

第二条 薬事法の一部を次のように改正する。

「第九章の二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の指定等(第七十七条の二—第七十一条中「第七十七条」を「第七十六条の三」に、

七条の二の六)」を「第九章の二 指定薬物の取扱い(第七十六条の四—第七十七条)

薬品及び希少疾病用医療機器の指定等(第七十一条中「第七十七条」を「第七十六条の三」に、

七条の二の六)」を「第九章の二 希少疾病用医

七条の二—第七十七条の二の六)」に改める。

第一条中「行うとともに」の下に「 指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか」を加える。

第二条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の二項を加える。

く。)として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものという。

第五条第三号ハ中「(昭和二十八年法律第十四号)」を削る。

第七十七条第一項中「又は第七十条第二項」を「第七十条第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の八第一項」に改め、同条を第七十六条の三とする。

「第七十条第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の八第一項」に改め、同条を第七十六条の三とする。

第七十六条第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の八第一項」に改め、同条を第七十六条の三とする。

第七章第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の八第一項」に改め、同条を第七十六条の三とする。

第七章の二を第九章の三とし、第九章の次に第六条の三とする。

第九章の二を第九章の三とし、第九章の次に第六条の三とする。

第七章の二を第九章の三とし、第九章の次に第六条の三とする。

(指定薬物である疑いがある物品の検査等)

第七十六条第六項、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物である疑いがある物品を発見された場合において、当該物品が第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている疑い又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された疑いがあり、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に對して、当該物品が指定薬物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

第七十六条第六項、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に對し、同項の検査を受け、その結果についての通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない旨を併せて命ずることができる。

(廃棄等)

第七十六条第七項、厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の四の規定に違反して貯蔵して行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

第七十六条第七項、厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の四の規定に違反して貯蔵して行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第五項の規定を準用する。

(立入検査等)

第七十六条の八 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、前二条の規定の施行に必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、これらの物を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これら者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査及び質問については第六十九条第五項の規定を、前項の規定による権限については同条第六項の規定を準用する。

(指定手続の特例)

第七十七条 厚生労働大臣は、第二条第十四項の指定をする場合であつて、緊急を要し、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことまがないときは、当該手続を経ないで同項の指定をすることができる。

2 前項の場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指定に係る事項を薬事・食品衛生審議会に報告しなければならない。

第八十一条の三中「並びに第七十二条第三項」を「第七十二条第三項、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第七十六条の八第一項」に改め、「保健所を設置する市又は特別区」を削り、「第一号法定受託事務」の下に「(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

二十一 第七十六条の四の規定に違反した者は、第一条に該当する者を除く。)

二十二 第七十六条に次の一号を加える。

二十三 第七十六条の五の規定に違反した者は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

二四 第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

二五 第八十五条に次の一号を加える。

二六 第八十六条第一項に次の一号を加える。

二七 第七十六条の六第二項の規定による命令に違反した者は、第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定及び第八十条第四項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十四条及び第二十五条の規定 公布の日

二八 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の三に係る部分に限る。) 平成十九年四月一日

二九 第七十六条の八第一項、第七十七条、第八十七条第九号中「第六十九条第一項、第二项若しくは第三項」を「第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項」に、「同条第一項、第二項若しくは第三項」を「第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項」に改め、同条第十一号を

同条第十一号とし、同条第十号の次に次の二号を加える。

十一 第七十六条の六第一項の規定による命令に違反した者

第九十条第一号中「第八十四条」を「第八十三条の九又は第八十四条」に改め、「第七十条第二項」の下に「及び第七十六条の七第二項」を加え、同条第二号中「第七十条第二項」の下に「及び第七十六条の七第二項」を加える。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第七十七条の三の次に一条を加える改正規定及び第八十条第四項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十四条及び第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の三に係る部分に限る。) 平成十九年四月一日

三 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の四に係る部分に限る。) 及び第八十三条第一項の改正規定(第三十六条の四に係る部分に限る。) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

条、第二十六条及び第三十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の許可を受けている者(この法律

の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、附則第四条に規定する者を除く。以ト「既存一般販売業者」)については、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の薬事法(以下「新法」という。)第二十一条第一項の許可を受けないでも、引き続き既存一般販売業者に係る業務を行うことができる。

この場合において、旧法第二十六条第一項(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、薬事法第二十一条第一項の許可を受けた者を含み、附則第四条第二項の許可の更新については、なおその効力を有する。

九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十一条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

第二 薬事法第八十三条第一項に規定する動物用医薬品(以下「動物用医薬品」といふ。)を販売し、又は授与する既存一般販売業者についての前項の規定の適用については、同項の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新法第二十六条第一項の許可を受けないでも、引き続き既存薬種商に係る業務を行うことができる。この場合において、旧法第二十四条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条から第二十

九条まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十一条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

第六条 前条の規定により引き続きその業務を行う既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして、新法第二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。

第六条 前条の規定により引き続きその業務を行う既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして、新法第二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。

第六条 前条の規定により引き続きその業務を行う既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして、新法第二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。

第六条 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(この法律の施行までの間継続して当該許可(その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間の終了とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の許可の有効期間の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項)とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(この法律の施行までの間継続して当該許可(その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間の終了とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の許可の有効期間の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項)とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(この法律の施行までの間継続して当該許可(その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間の終了とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の許可の有効期間の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項)とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 薬事法第八十三条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 第二項の許可を受けている者(この法律の施行前に旧法第二十八条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 第二項の許可を受けている者(この法律の施行前に旧法第二十八条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 第二項の許可を受けている者(この法律の施行前に旧法第二十八条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 第二項の許可を受けている者(この法律の施行前に旧法第二十八条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

第六条 第二項の許可を受けている者(この法律の施行前に旧法第二十八条第一項に規定する既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の規定により引き続き当該薬種商販売業を営む者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者は、旧法第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条第一項」とする。

官報 (号外)

第一項の店舗販売業の許可を受けた者とみなし、新法第二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。

前条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者であつて、業として、動物用医薬品を販売し、又は授与するものについての前項の規定の適用については、同項中「新法第二十七条から第三十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。以下「既存配置販売業者」という。)については、新法第三十条第一項の許可を受けないでも、引き続き既存配置販売業者に係る業務を行うことができる。この場合において、旧法第三十条第一項(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、薬事法第二十四条第

二項の許可の更新については、なおその効力を有する。

第十二条 前条の規定により引き続き業務を行う既存配置販売業者については、その者を新法第三十条第一項の配置販売業の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条の二から第三十一条の四まで、第三十六条の五、第三十六条の六第五項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。この場合において、新法第三十一条の二第二項、第三十六条の五第二号並びに第三十六条の六第五項において準用する同条第二項及び第三項中「登録販売者」とあるのは、「既存配置販売業者の配置員」とする。

2 業として、動物用医薬品を販売し、又は授与する既存配置販売業者についての前項の規定の適用については、同項中「新法第三十一条の二から第三十一条の四まで、第三十六条の五、第三十六条の六第五項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とあるのは、「新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の規定による許可を受けた者について

2 前項の規定による許可を受けた者は、前三条の規定を準用する。

第十四条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、次条及び附則第十六条に規定する者を除く。)は、当分の間、従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行つたがる。

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者であつて、新法第三十五条第二項に規定する医薬品に相当するものを販売するものは、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行つことができる。

定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「配置員を指導し、監督しなければ」とあるのは、「配置員の資質の向上に努めなければ」とする。

第十三条 既存配置販売業者が、その許可に係る都道府県の区域以外の区域について配置しようとする場合において、その配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の都道府県知事の許可(薬事法第二十四条第二項の許可の更新を含む。)については、旧法第三十条(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

第十六条 この法律の施行の際現に旧法第三十五条の許可を受けている者であつて、業として、動物用医薬品を販売し、又は授与するものは、この法律の施行の日に新法第八十三条の二の二の第一項の許可を受けた者とみなす。

第十七条 この法律の施行前にされた旧法第六条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項又は第三十五条の規定による許可の申請であつて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行の際現に存する医薬品又は医薬部外品で、その容器若しくは被包又はこれらに添付される文書に旧法の規定に適合する表示がされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

2 医薬品又は医薬部外品に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品又は医薬部外品の容器若しくは被包又はこれらに添付される文書として使用されたときは、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の

規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

(施行のために必要な準備)

第十九条 新法第二十六条第一項(新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む)、第三十条第一項、第三十四条第一項又は第八十三条の二の二第一項の許可の手続はこの法律の施行前に、新法第三十六条の三第一項第一号又は第二号の指定の手続は附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

第一条第四号に掲げる規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聞くことができる。

(処分等の効力)

第二十条 この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む)の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律(附則第一号各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第十四号)の規定による改正後の薬事法第二条第十五項の規定については、厚生労働大臣は附則

百三十六号)の規定の適用については、第二条の規定による改正後の薬事法第八十三条の九の規定は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。

(条例との関係)

第二十三条 地方公共団体の条例の規定であつて、第二条の規定による改正後の薬事法第七十六条の四及び第七十六条の五の規定に違反する行為を处罚する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第二十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、その規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第二十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条号)の一部を次のように改正する。
別表第一薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の項を次のように改める。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 3 新法第三十六条の三第一項第一号又は第二号の指定については、厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聞くことができる。
- 4 新法第三十六条の四第一項(新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の試験に関し必要な準備は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第二条の規定による改正後の薬事法第二条第十四項の規定については、厚生労働大臣は附則

- 3 新法第三十六条の四第一項(新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む)の試験に関し必要な準備は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 4 新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第三十六条の四第一項の指定の手続は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第二条の規定による改正後の薬事法第二条第十四項の規定については、厚生労働大臣は附則

<p>薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)</p> <p>一 第二十二条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条、第七十二条第三項、第七十六条の六、第七十七条の七第一項及び第二項並びに第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>三 第八十三条第一項において読み替えて適用する第二十二条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(覚せい剤取締法の一部改正)

第二十七条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二条)の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一号中「医薬品の一般販売業の許可」又は第二十八条第一項「薬種商販売業の許可」の規定により一般販売業又は薬種商販売業の許可を受けている者」を「店舗販売業の許可」又は第三十四条第一項「卸売販売業の許可」の規定により店舗販売業又は卸売販売業の許可を受けている者」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第二十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二十六第一項中「一般販売業」を「卸売販売業」に改め、同条第二項第一号及び第三号中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第七条第三項に規定する一般販売業の管理者」を「卸売販売業の許可を受けた者に係る同法第三十五条第二項に規定する営業所管理者」に改め、同条第四項中「一般販売業」を「卸売販売業」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二十九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十五条の五第二項中「第二十六条第三項」を削り、「病院等と」の下に「薬事法第三十条第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と」を加える。

第四条第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と」を加える。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部改正)
第三十条 独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五条)の一部を次のように改正する。

第四条第五項及び第六項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第六项第五項及び第六項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

我が国中小製造業の競争力を強化するために、中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化を図ることが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

終製品を提供する大企業・発注企業との連携協力が重要であることを踏まえつつ、特定のものづくり基盤技術高度化指針を策定するに当たっては、中小企業者の技術力・意見を十分反映させること。

附帯決議

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十八年四月十八日
平成十八年四月十八日
平成十八年三月二十三日

参議院議長 扇 千景殿
参議院議長 扇 千景殿
衆議院議長 河野 洋平

一 委員会の決定の理由
要領書

一 中小企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等との産学連携による研究開発を更に推進するとともに、その技術を中小企業が容易に活用できるよう指導すること。
二 中小企業におけるものづくり人材の育成・確保が課題となっている現状にかんがみ、初等中等教育におけるものづくり体験等による次世代のひとつづくりの推進、大学、高等専門学校、工

措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十八年度

一般会計予算(経済産業省所管)に六十四億円が計上されている。

二、費用

は本法の目的を達成するよう、関係省庁が緊密に連携して取り組むこと。

四 我が国の産業競争力の源泉である中小企業の研究開発やその技術を活用した事業活動を促進するため、事業の将来性、技術力を評価した融資制度の拡充、中小企業信用保証制度の充実及び政府系金融機関による低利融資の拡大等金融支援、知的財産保護の強化、取引慣行の改善を図るなど、事業環境の整備に努めること。

右決議する。

を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、

もつて我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下

の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十

人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合
七 協業組合
八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)第二条第一項に規定するもの

づくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであつて、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定研究開発等に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用するこ

4 経済産業大臣は、第二項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更しようとするときは、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

5 経済産業大臣は、第二項の特定ものづくり基盤技術を指定し、又はこれを変更したときは、政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

6 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術に関する指針(以下「特定ものづくり基盤技術高度化指針」という。)を定めなければならない。

(特定ものづくり基盤技術高度化指針)

第三条 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術高度化指針において「特定ものづくり基盤技術高度化指針」(以下「特定ものづくり基盤技術高度化指針」という。)を定めなければならない。

2 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項

二 個々の特定ものづくり基盤技術」ととに、達成すべき高度化目標

三 個々の特定ものづくり基盤技術」とに、高

度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法

四 個々の特定ものづくり基盤技術」とに、特

定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変

更について準用する。

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う特定研究開発等計画)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を作成した場合には、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標

二 特定研究開発等の内容及び実施期間

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立

官報(号外)

行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定研究開発等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が遂行可能なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであること。

(特定研究開発等計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めることにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る特

定研究開発等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定研究開発等が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」といいう。)の保険関係であつて、特定研究開発等関連の保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で

第三条第一項		保険金額	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証(以下「特定研究開発等関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそれぞれ
第三条の二第一項 及び第三条の三第一項		保険金額	合計額が	特定研究開発等関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそれぞれ
第三条の二第三項		当該借入金のうち	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち
第三条の二第三項	当該債務者	当該債務者のうち	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者のうち
当該債務者	当該債務者	当該債務者のうち	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者のうち
第三条の二第三項	当該保証をした	当該保証をした	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者のうち
当該債務者	当該債務者	当該債務者のうち	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者のうち
2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「六億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、「四億円」とあるのは「三億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とあるのは「三億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とす	3 普通保険の保険関係であつて、特定研究開発	合計額が	第一項に規定する特定研究開発等関連保証(以下「特定研究開発等関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそれぞれ	

等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次

に掲げる事業を行なうことができる。
一 中小企業者が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために必要とする資金の調達を図

るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式(新株予約権付社債等に付されたものを除く。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式(新株予約権付社債等に付されたものを除く。)の保有

がした同項に規定する職務発明(以下「職務発明」という。)であつて、契約、勤務規則その他

の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下「使用者等」という。)に特許を授ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受け

る権利を承継した使用者等

特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該

特定研究開発等を行う中小企業者であるとき

は、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(特許料等の特例)

第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)について、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(特許料等の特例)

第十一条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行つものとする。

(報告の微収)

第十二条 経済産業大臣は、認定計画に従つて特定研究開発等を行なう者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)

第十四条 第十二条の規定による報告をせず、又

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることができ定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

のため発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式(新株予約権付社債等に付されたものを除く。)の保有

がした同項に規定する職務発明(以下「職務発明」という。)であつて、契約、勤務規則その他他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下「使用者等」という。)に特許を授ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受け

る権利を承継した使用者等

官 (号) 外 報

は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

本法律案は、民間事業者の能力の活用による特定施設の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日の廃止期限到来に伴い廃止するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

第二十七条第三項「及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)」を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第号)」に改める。

よつて国会法第八十三条により送付する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

審査報告書

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十八日

経済産業委員長 加納 時男
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間事業者の能力の活用による

特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

平成十八年三月二十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下「旧輸入・対内投資法」という。)第八条第一号及び第三号から第五号までの債務の保証に係る機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 旧輸入・対内投資法第九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係る保険関係については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の日前に、旧輸入・対内投資法第五条第一項の規定による主務大臣の同意(旧輸入・対内投資法第六条第一項の規定による主務大臣の同意を含む。)を得た旧輸入・対内投資法第五条第一項に規定する地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち旧輸入・対内投資法第十一条に規定する総務省令で定めるものを設置した者について、地方公共団体が同条の規定により固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定

については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七号」及び「同法附則第七条第一項「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例」に規定する債務の保証に係る業務」を削る。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第九条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第二条第一項各号に掲げる施設その他」を「研究施設、交通施設その他」に改める。

第二十二条第三項第四号中「特定施設整備法第二条第一項各号に掲げる施設その他」を「研究施設、交通施設その他」に改める。

第三十五条第一号中「に係る次の区分に応じ

て次の」を「ごとに政令で定める」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「に係る次の区分に応じて次の」を「ごとに政令で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第十一条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。第三号において「特定施設整備法」という。第六条の認定計画に係る同法第二条第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業」を削り、「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改め、同条第二号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改め、同条第三号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改める。

前条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九条の債務の保証において、(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部の促進に関する特別措置法第九条から前条までの業務のほうに係る機関の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第二条第一項第七号を次のように改める。
第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改める。

七 刪除

第十七条第一項第三号中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第一項第八号」に改める。

第十八条第一項第二号中「第十五条第一項第七号及び第八号」を「第十五条第一項第八号」に、「限る。」並びに「を「限る。」及びに改める。

第十九条第一項中「第十五条第一項第九号」に、「並びに」を「及びこれに」に改める。

第二十条第一項中「第十五条第一項第七号及び第九号」を「第十五条第一項第九号」に、「並びにこれらに」を「及びこれに」に改める。

附則第七条の見出しを「(旧特定事業集積促進法等に係る業務の特例)」に改め、同条第一項を

第七条の見出し中「中小売商業振興法等」を

「中小売商業振興法」に改め、同条中「第五条第五項各号に掲げる」を「中小売商業振興法第二项第一項から第三項まで及び第六項の」に改める。

第九条 削除
(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一項改正に伴う経過措置)

第九条を次のように改める。

前条第一項に改め、「並びに前項」を削り、同項を同条とする。

附則第八条の二の後に次の一項を加える。

(特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例)

第八条の三 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行ふ。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律(平成十八年法律第律第号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。)の施行前に機関が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第十

二 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第十

四条の業務

おその効力を有するものとされる特定施設

整備法等廃止法附則第十一條の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)第九条の業務

三 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号。以下「旧輸入・対内投資法」という。)第八条第一号及び第六号から第五号までに掲げる業務

四 旧輸入・対内投資法第八条第二号及び第

六号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
附則第九条第一項中「輸入・対内投資法」を「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に改める。

附則第十三条の次に次の二条を加える。
(機構の納付金等)

第十三条の二 機構は、附則第八条の三各号に

掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

附則第十四条の表第二十一条第一項の項下欄中「附則第七条第一項第一号及び第二号」を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

3 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の二」

を「第八条の三」に改め、同条の表第十七条第一項第二号の項を削り、同表第十七条第一項第三号の項を次のように改める。

四 旧輸入・対内投資法第八条第二号及び第

六号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
附則第九条第一項中「輸入・対内投資法」を「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に改める。

附則第十三条の次に次の二条を加える。
(機構の納付金等)

第十三条の二 機構は、附則第八条の三各号に

附則第十四条の表第十八条第一項第二号の項下欄中「附則第七条」の下に「及び第八条の三」を加え、同表第十九条第一項の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十条第一項 及びこれに

及び附則第八条の三第一号に掲げる業務並びにこれらに

及び附則第八条の三第一号に掲げる業務並びにこれらに

附則第十四条の表第二十一条第一項の項下欄中「附則第七条第一項第一号及び第二号」を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

一 費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二 工業再配置促進法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

三 工業再配置促進法を廃止する法律案

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十八年三月二十三日

審査報告書

工業再配置促進法を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年四月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

經濟産業委員長 加納 時男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の経済的環境の変化等によ

り、国が対象地域を定めて工業の再配置を促進する必要性が低下したことにかんがみ、工業再配置促進法を廃止するものであり、妥当な措置

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(発電用施設周辺地域整備法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域又は移転促進地域」を「大都市及びその周辺の地域のうち政令で定めるもの又はそれ」に改める。

一 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年

法律第七十八号)第三条第一項第二号

二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四百四十八号)第三条第一項第三号

（経済産業省設置法の一部改正）
第三条 経済産業省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)」を削る。

右の議案を提出する。

国会職員法の一部を改正する法律案
提出者

平成十八年四月十九日

参議院議長 扇 千景殿

議院運営委員長 溝手 顕正
岩城 市川 光英君
有村 治子君 泉 信也君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩永 浩美君

国会職員法の一部を改正する法律案 投票者氏名

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一
部を次のように改正する。

第六章中第二十七条の二の次に次の二条を加え
る。

第二十七条の三 国会職員に関する留学費用の償
還義務については、國家公務員の留学費用の償
還に関する法律(平成十八年法律第 二号)第
二条第一項に規定する職員の例による。

附 則

1 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に
関する法律の施行の日から施行する。
2 この法律による改正後の国会職員法第二十七
条の三の規定は、この法律の施行後に留学を命
ぜられた国会職員について適用する。

投票者氏名
賛成者氏名
日程第一 原子力の平和的利用に関する協力のため
めの日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定
の締結について承認を求めるの件

二二四名

小野 清子君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君	中原 爽君
大野つや子君	太田 豊秋君	中村 博彦君	二之湯 智君
岡田 直樹君	岡田 広君	西島 英利君	西田 吉宏君
荻原 健司君	加治屋義人君	野村 哲郎君	野村 聰君
加納 時男君	狩野 安君	橋本 聖子君	
景山俊太郎君	柏村 武昭君	林 芳正君	
片山虎之助君	金田 勝年君	藤野 公孝君	
川口 順子君	河合 常則君	真鍋 賢二君	
木村 仁君	岸 宏一君	松田 岩夫君	
岸 信夫君	北岡 秀二君	松村 龍二君	
北川イッセイ君	沓掛 哲男君	三浦 一水君	
倉田 寛之君	小池 正勝君	水落 敏栄君	
小泉 昭男君	小池 博子君	森元 恒雄君	
小林 温君	後藤 博子君	山内 俊夫君	
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君	
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	山崎 正昭君	
櫻井 新君	陣内 孝雄君	山下 英利君	
清水嘉与子君	山東 昭子君	山本 一太君	
末松 信介君	吉田 勉美君	吉田 博美君	
世耕 弘成君	鈴木 政二君	若林 正俊君	
谷谷 勝嗣君	田中 直紀君	脇 雅史君	
田中 直紀君	田村 耕太郎君	浅尾慶一郎君	
鶴保 騰介君	竹山 裕君	伊藤 基隆君	
中川 雅治君	谷川 秀善君	朝日 俊弘君	
中島 啓雄君	段本 幸男君	足立 信也君	
中島 真人君	田浦 直君	犬塚 直史君	
岩崎トミ子君	竹中 平蔵君	家西 悟君	
大久保 勉君	今泉 昭君	岩本 司君	
岡崎トミ子君	池口 修次君	大江 康弘君	
大塚 敏幸君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	
大塚 敏幸君	大石 正光君	大塚 康弘君	
大塚 敏幸君	尾立 源幸君	大塚 康弘君	
大塚 敏幸君	小川 勝也君	大塚 康弘君	

(号外)

在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年四月五日

参議院議長 扇 千景殿 稲数 慶子

在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問主意書

在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質

問主意書

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(在日米軍駐留経費負担特別協定)」に基づき日本政府は訓練移転費等を負担してきているが、その費用負担の範囲について不透明な点が多く問題があると思われる。

そこで、以下質問する。

一 日本側が負担している訓練移転費には、沖縄県道一〇四号線越え実弾射撃訓練(以下「一〇四号線越え訓練」という。)の本土演習場への移転等の経費が含まれている。一〇四号線越え訓練

の移転は、矢臼別、王城寺原、北富士、東富士、日出生台の五つの陸上自衛隊の演習場を使い、沖縄駐留の米海兵隊が年四回の割合で実施しているものであるが、訓練の日数や規模等にはほとんど変更がないにもかかわらず、日本側の費用負担が増えていることは疑問である。具

体的には、平成九年の六億二六〇〇万円から平成一六年度には九億八二〇〇万円となつていて、このように増加するのはなぜか、その理由を具体的に示されたい。

二 平成一六年度の一〇四号線越え訓練の移転実施は、前年度に比べて訓練回数が一回減り、三回しか実施されていないにもかかわらず、その経費は前年度の八億九九〇〇万円から九億八二〇〇万円に増加している。この九億八二〇〇万円の詳細を明らかにされたい。

三 報道によると、防衛施設庁は、米軍の要求に従い、訓練後の米兵の観光地めぐり等を「研修」と位置付け、訓練移転に伴う追加的経費とし、その経費負担に問題はないとしている。本来の負担とされる人員・物資の輸送費、給食、宿舎の管理サービス以外に、米軍の要求によって追加的経費として負担をしているものについて、この「研修」を含め、平成九年度から平成一六年度における項目と経費負担額を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年四月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員 稲数慶子君提出在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 稲数慶子君提出在日米軍駐留経費負担特別協定に関する質問に対する答弁書

一について

平成八年十二月一日に発表された「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告を踏まえ沖縄県から本土に移転して行われている「県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練」に当たる訓練(以下「実弾射撃移転訓練」という。)に関し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成七年協定第二十四条)第三条又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成十二年協定第十ニ号)第三条の規定に基づき我が国が負担してきた経費(以下「訓練移転経費」という。)については、大半が人員及び物資の輸送費であるところ、年度によって、実弾射撃移転訓練を実施する演習場が異なるため輸送距離に差があること、人員及び物資の輸送量が一定ではないこと、悪天候等の理由により民間航空機又は民間船舶の借上期間を延長することがあること並びに航空機又は船舶用の燃料の価格が異なること

等により、各年度の訓練移転経費の額に増減が生じているものである。

二及び三について

御指摘の「追加的経費」の意味が必ずしも明らかではないが、平成九年度から平成十六年度までの実弾射撃移転訓練に係る訓練移転経費の内訳は、次のとおりである。

平成九年度においては、人員及び物資の輸送費約五億八千百万円、各種器材、備品等の調達費約九百万円、施設の維持管理費約二百万円、光熱水料等使用料約二万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約二千二百万円、電話料金約二百萬円、燃料調達費約百万円並びに現地調査費約三百萬円である。

平成十年度においては、人員及び物資の輸送費約七億九千九百万円、各種器材、備品等の調達費約千百万円、施設の維持管理費約三百万円、光熱水料等使用料約二万円、廃棄物の処理費約七百萬円、給食費及び宿舎の管理費約三千万円並びに現地調査費約四百万円である。

平成十一年度においては、人員及び物資の輸送費約七億四千六百万円、各種器材、備品等の調達費約二千七百万円、施設の維持管理費約五百万円、光熱水料等使用料約三百万円、廃棄物の処理費約千六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千五百万円、電話料金約千百万円、燃料調達費約二百万円並びに現地調査費約九百万円である。

平成十二年度においては、人員及び物資の輸送費約七億六千九百万円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約三百万円、光熱水料等使用料約四百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百万円、電話料金約六百万円、燃料調達費約二百万円並びに現地調査費約四百万円である。

平成十三年度においては、人員及び物資の輸送費約七億三千七百万円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約八百万円、廃棄物の処理費約三百万円、給食費及び宿舎の管理費約一千二百万円、電話料金約四百万円、燃料調達費約四百万円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十四年度においては、人員及び物資の輸送費約七億八千百万円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約七百万円、光熱水料等使用料約四百万円、廃棄物の処理費約四百万円、給食費及び宿舎の管理費約四千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

この問題については、国の会計手続き上不明確な点があるため、まず事実を確認し、受注業者のバスの借上費用を平成十一年度以降負担しているところであり、これは、右に述べた各種器材、備品等の調達費に含まれている。

平成十八年四月十四日 内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿
参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問に対する答弁書

る。

約八億四〇〇〇万円であるという。

しかし、この四社は、契約額を大幅に上回る作業があったとし、防衛施設庁に対し新たな請求額を提示したと聞く。これに基づき、防衛施設庁との間で支払いをめぐる協議が行われたが、平成一七年度末までに協議は成立しなかつたとされている。

平成十六年度においては、人員及び物資の輸送費約九億十八百万円、各種器材、備品等の調達費約千四百円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約八百万円、廃棄物の処理費約三百万円、給食費及び宿舎の管理費約一千二百万円、電話料金約四百万円、燃料調達費約二千二百万円並びに現地調査費約四百万円である。

この問題については、国の会計手続き上不明確な点があるため、まず事実を確認し、受注業者のバスの借上費用を平成十一年度以降負担しているところであり、これは、右に述べた各種器材、備品等の調達費に含まれている。

平成十八年四月十四日 内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿
参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問に対する答弁書

なお、アメリカ合衆国海兵隊員の研修のためのバスの借上費用を平成十一年度以降負担しているところであり、これは、右に述べた各種器材、備品等の調達費に含まれている。

この問題については、国の会計手続き上不明確な点があるため、まず事実を確認し、受注業者のバスの借上費用を平成十一年度以降負担しているところであり、これは、右に述べた各種器材、備品等の調達費に含まれている。

平成十八年四月五日 普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問 主意書

官報(号外)

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年四月五日

普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問 主意書

参議院議長 扇 千景殿 糸数 慶子

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約四千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年四月五日 普天間飛行場代替施設関連経費に関する質問 主意書

参議院議長 扇 千景殿 糸数 慶子

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

平成十五年度においては、人員及び物資の輸送費約八億千三百円、各種器材、備品等の調達費約二千二百万円、施設の維持管理費約四百万円、光熱水料等使用料約二百万円、廃棄物の処理費約六百万円、給食費及び宿舎の管理費約三千二百円並びに現地調査費約六百万円である。

三 防衛施設庁は本年三月三一日付で、受注業者に対し、当初契約額の八億四〇〇〇万円以上は支払わないと通告したとされるが、支払わないとした根拠を示されたい。

四 受注業者は法的措置を念頭に置き支払いを求めているとされるが、これに対する防衛施設庁の今後の対応策について具体的に明らかにされたい。

五 今回の契約に関して、国の会計手続き上での防衛施設庁の責任について、明確な見解を示されたい。

右質問する。

三について

那覇防衛施設局は、本件契約に規定する期間内に受託者との間で既履行部分委託料についての協議が整わなかつたことから、本件契約の規定に基づき、既履行部分委託料を定め、平成十八年三月三十日に受託者に通知したところである。既履行部分委託料については、受託者が

本件契約に従い業務を履行したとの認識に立ち、既履行部分を検査した上で定めたものである。

四について

受託者の対応を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

五について

本件契約については、那覇防衛施設局と受託者が対等な立場で締結し、また、本件契約の規定に基づき解除等をしたものである。

の存在に関するアメリカ政府の発表をうのみにし、真っ先にイラク攻撃を支持したが、大量破壊兵器が存在しなかつたという点に関する判断の誤りをいまだに認めていない。日本の主権を代表する内閣総理大臣が、このような重大な誤りを認めないので、民主主義は根幹から歪んでしまう。小泉内閣総理大臣は一時も早く誤りを認めるべきである。

そこで、以下質問する。

一小泉内閣総理大臣は今年九月に勇退すると公言してきたが、勇退前に、イラク開戦の根拠の誤りを認める意思はないか明らかにされたい。

その意思がない場合は、その理由を詳しく示されたい。

二 最近、台湾を「国」と呼んだり、靖国神社への「天皇の参拝が一番」などと言う小泉内閣の閣僚の乱暴な発言が目立っている。これは、小泉内閣総理大臣がそのような発言を厳しくたたずむことをせず、あえて問題視しないような態度を取っていることが原因の一つと言える。

イラク開戦の根拠に関する認識の誤りを認め

臣の認識に関する質問主意書

二〇〇三年、アメリカのブッシュ政権がイラク開戦に踏み切った最重要根拠は「大量破壊兵器の存在」であった。しかし、大量破壊兵器は発見されず、その報告を受けたブッシュ大統領は、判断の誤りを認めて謝った。

小泉内閣総理大臣は開戦直前に、大量破壊兵器

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

藤末 健三

参議院議長 扇 千景殿

藤末 健三

参議院議員喜納昌吉君提出イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問に対する答弁書

米、小麦等の穀物は、主食用としても、また飼料としても我々の生活に欠かせない重要な食料である。我が国が目指している食料自給率の向上のためには、穀物自給率を一層高めることが必須である。

参議院議員喜納昌吉君提出イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問に対する答弁書

食料自給率の向上のための施策に関する質問主意書

米、小麦等の穀物は、主食用としても、また飼料としても我々の生活に欠かせない重要な食料である。我が国が目指している食料自給率の向上のためには、穀物自給率を一層高めることが必須である。

一について

イラクは、十二年間にわたり、累次の国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会をいかそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようとなかった。このような認識の下で、我が国は、安保理の決議に基づきアメリカ合衆国、英国等の各国によりとられた行動を支持したものである。

二について

政府としては、小泉内閣総理大臣の指示等の下、適切な国政運営に努めているところである。

平成八年十二月、政府は竹村泰子参議院議員提出の「小麦と小麦粉の安全性に関する質問主意書」（第百三十九回国会質問第一号）に対する答弁書の中では、「小麦は、米と並んで主食としての役割を果たしており、国産小麦の生産量を増大させることは、食料自給率の向上にとって有益である」と答弁している。平成十七年産の小麦の国内生産量は八十七万トンであり、この答弁の当時よりも二倍近く増加している上、作付面積や単位面積当たりの収量も向上している。ところが、小麦の自給

右質問する。

イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問主意書

二〇〇三年、アメリカのブッシュ政権がイラク開戦に踏み切った最重要根拠は「大量破壊兵器の存在」であった。しかし、大量破壊兵器は発見されず、その報告を受けたブッシュ大統領は、判断の誤りを認めて謝った。

小泉内閣総理大臣は開戦直前に、大量破壊兵器

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

藤末 健三

参議院議長 扇 千景殿

藤末 健三

参議院議員喜納昌吉君提出イラク開戦の根拠をめぐる小泉内閣総理大臣の認識に関する質問に対する答弁書

食料自給率の向上のための施策に関する質問主意書

率は昭和三十六年の四十三パーセントをピークに近年は十パーセント程度と低迷しており、主食であるはずの小麦は海外に全面的に依存しているのが実情である。

そこで、食料自給率の向上のための施策のうち、特に小麦を中心とした穀物自給率を向上させるための具体的な方針及び対策について、以下質問する。

一 政府は、平成十七年三月に変更された新たな食料・農業・農村基本計画において、平成十五年度現在四十パーセントの総合食料自給率を平

か。

四 我が国においては小麦需要の約九割を輸入に依存し、そのほとんどを米国、カナダ及びオーストラリアの三か国が占めている。今後、仮に

これらの国々においての大規模不作や国際紛争等によって小麦の輸入が途絶えた場合、国内における小麦の供給は危機的な状況に陥ることが考えられる。したがって、リスクヘッジの観点からも、これら三か国以外からの小麦の輸入を増加して特定の国への依存度を低くするのが望ましいと考えるが、いかがか。

五 政府は、国産麦の民間流通を促すために平成十二年産から導入した麦作経営安定資金について、民間流通が定着したとの判断から平成十八年産をもつて廃止し、その機能を新たに導入する品目横断的経営安定対策に引き継ぐことにしている。しかし、麦類生産農家は北海道を除いて経営規模が小さく、集落営農の組織化も遅れていることから、新たな経営安定対策の対象から外れる農家が続出することを危惧する。新た

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 竜 千景殿

参議院議員藤末健三君提出食料自給率の向上のための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出食料自給率の向上のための施策に関する質問に対する答弁書

平成十五年度の生産量と同じ八十六万トンとし、平成二十七年度における小麦の自給率の目標を十四パーセントとしている。

小麦は、パン、めん等の多様な用途に利用され、食料として国民に供給される熱量のうち約十三パーセントという米に次ぐ高い比率を占めているところであり、国民の食生活におけるこのような小麦の位置付けは、今後とも基本的に変わらないものと考えている。

三について

農林水産省としては、小麦の生産状況や輸出に必要な施設の整備状況にかんがみれば、今後とも、我が国の実需者のニーズにこたえられる良品質な小麦を一定数量以上安定的に供給することができる国は、米国、カナダ及びオーストラリアの三か国に限られるとの考え方の下、特定の国への依存度を低くするとの観点等を踏まえ、これら三か国のすべてから小麦の輸入を行っているところである。

四について

農林水産省としては、小麦の生産状況や輸出に必要な施設の整備状況にかんがみれば、今後とも、我が国の実需者のニーズにこたえられる良品質な小麦を一定数量以上安定的に供給することができる国は、米国、カナダ及びオーストラリアの三か国に限られるとの考え方の下、特定の国への依存度を低くするとの観点等を踏まえ、これら三か国のすべてから小麦の輸入を行っているところである。

五について

第六百六十四回国会に提出した農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(以下「担い手経営安定法案」という。)第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付の対象となる者は、担い手経営安定法案第二条第二項の規定により、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条の二

官 報 (号 外)

二 新たな食料・農業・農村基本計画においては、平成二十七年度の小麦の自給率目標を平成十五年度現在と同じ十四パーセントに据え置いているが、その理由を明らかにされたい。

三 我が国の小麦の自給率水準は諸外国と比べて極端に低いと考えるが、政府はこのようない現状であつても、今後とも小麦が主食としての役割を果たしていくことができると考えているの

一 政府は、平成十七年三月に変更された新たな食料・農業・農村基本計画において、平成十五年度現在四十パーセントの総合食料自給率を平成二十七年度までに四十五パーセントに引き上げる目標を立てている。しかし、穀物自給率の目標については二十七パーセントを三十パーセントに引き上げることでまとまっている。重要な位置付けにある穀物について、このように自給率目標が低く設定されている状況では、総合食料自給率目標の達成は困難であると考えるが、穀物自給率目標の設定根拠について明確に説明されたい。

五 政府は、国産麦の民間流通を促すために平成十二年産から導入した麦作経営安定資金について、民間流通が定着したとの判断から平成十八年産をもつて廃止し、その機能を新たに導入する品目横断的経営安定対策に引き継ぐことにしている。しかし、麦類生産農家は北海道を除いて経営規模が小さく、集落営農の組織化も遅れていることから、新たな経営安定対策の対象から外れる農家が続出することを危惧する。新た

一について

平成十七年三月二十五日に変更された食料・農業・農村基本計画(以下「新基本計画」という。)においては、新基本計画の第四表の望ましい消費の姿及び第五表の生産努力目標を前提とし、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として、平成二十七年度における飼料用を含む穀物全体の自給率の目標を三十パーセントと定めているところである。

二について

近年、小麦の需要量は、ほぼ横ばいで推移している。一方、国内産小麦については、品質面で市場ニーズに対応できていない等の問題があることから、新基本計画においては、実需者のニーズに応じた麦種・用途ごとの計画的な生産の展開、担い手の生産規模の拡大等による生産コストの三割程度の低減等に取り組むべきこととし、平成二十七年度における生産努力目標を

右質問する。

第一項に規定する認定農業者又は同法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織であつて、その耕作の業務の規模が農林水産省令で定める基準に適合するもの等の要件を満たすものとされてい

る。

現在、国、地方公共団体及び農業団体が、相互に連携しつつ農業経営の規模の拡大や集落営農の組織化等に対する支援を行つているところであり、農業経営の規模の拡大や集落営農の組織化等の進展の程度により、これらの要件を満たす者の数が大きく変わることが見込まれること等から、麦類生産農家のうちこれらの要件を満たすものがどの程度になるかについて、現時点でお答えすることは困難である。

また、農林水産省としては、麦の生産者の經營安定を図るための措置として講じてきた麦作經營安定資金は、担い手經營安定法案第三条第一項の規定に基づき交付される交付金とその機能が重複するため、担い手經營安定法案の施行に伴い、同資金を廃止することが適当であると考えている。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十八年四月十九日

参議院会議録第十七号

五六

発行所

二東京一〇五番四丁目
独立行政法人国際印刷局
虎ノ門二五二五丁目

電話
03(3587)4294

定価
(本体
二二〇円)